

第2回
環境社会配慮ガイドライン改定
に関する諮問委員会

日時 2020年9月1日（火）14:00～17:24

場所 JICA本部 1階113会議室およびオンライン会議

（独）国際協力機構

諮問委員

石田 康典	経済産業省 貿易経済協力局 通商金融課 資金協力室 室長
織田 由紀子	JAWW（日本女性監視機構） 副代表
木口 由香	特定非営利活動法人 メコン・ウォッチ 事務局長／理事
黒木 浩則	株式会社 オリエンタルコンサルタンツグローバル 道路交通事業部道路計画部 次長
近藤 嘉智	財務省 国際局開発政策課 開発企画官
杉田 哲哉	三菱商事株式会社 地域開発部 経済協力チーム チームリーダー
杉本 留三※	環境省 地球環境局国際連携課 国際協力・環境インフラ戦略室 室長
鈴木 克徳	特定非営利活動法人 持続可能な開発のための教育推進会議（ESD-J）理事
田辺 有輝	特定非営利活動法人 「環境・持続社会」研究センター （JACSES）プログラム・ディレクター
原嶋 洋平※	拓殖大学 国際学部 教授
日比 保史	一般社団法人 コンサベーション・インターナショナル・ジャパン代表理事
三宅 且仁	一般社団法人 海外建設協会(OCAJI) 常務理事
村山 武彦※	東京工業大学 環境・社会理工学院 教授
持田 憲一	三井物産株式会社 プロジェクト本部 本部長補佐
八木 浩治※	外務省 国際協力局 事業管理室 室長
山谷 清志	同志社大学 政策学部・大学院総合政策科学研究科 教授 日本評価学会 会長

（敬称略、五十音順） ※会議室参加

JICA

安藤 直樹	企画部 部長
折田 朋美	企画部 参事役
岡田 篤	企画部 総合企画課
工藤 智春	企画部 業務企画第二課 企画役
谷口 光太郎	地球環境部 気候変動対策室 副室長
中曾根 慎良	審査部 次長
加藤 健	審査部 環境社会配慮審査課 課長
小島 岳晴	審査部 環境社会配慮監理課 課長
古賀 藍	審査部 環境社会配慮審査課兼監理課

傍聴者

會田 義明	環境省 環境影響評価課
高梨 寿	一般社団法人 海外コンサルタンツ協会 顧問

午後2時00分開会

○折田 では、お時間になりましたので、第2回JICA環境社会配慮ガイドラインの改定に関する諮問委員会を開始させていただきます。

本日はご多忙の中、ご参加ありがとうございます。JICAの事務局の折田でございます。

冒頭で再びリマインドをさせていただきたいのですが、オンラインでの参加が主であること、それから記録のために、ご発言に際しましては、最初にお名前をおっしゃっていただければと思います。

会議室におきましては、コロナ対策もでございますので、1時間に1度程度休憩を取らせていただきます。よろしくお願いいたします。

議題につきましては、配付資料どおりを予定しております。

早速ですが、原嶋座長に会議進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○原嶋座長 原嶋でございます。本日はよろしくお願いいたします。

それでは、改めまして第2回になりますけれども、JICA環境社会配慮ガイドラインの改定に関する諮問委員会を開催させていただきます。よろしくお願いいたします。

今日はオンラインと言いますか、Teamsで12名、会議室で4名ご参加をいただいております。併せて傍聴者を今ちょっと私のほうで確認させていただいている限りでは、傍聴者が7名ですか、この建物の別室でいらっしゃるというふうに伺っております。よろしくお願いいたします。

それでは、早速ですけれども、お手元の議事次第に従いまして議題に入りたいと思います。まず一つ目が前回の振り返りでございます。

それでは、事務局からよろしくお願いいたします。

○古賀 事務局のJICA審査部の古賀より前回の振り返りといたしまして、3点ご連絡させていただきます。

まず、1点目です。前回、環境省の杉本委員よりご質問いただきました過去10年間のカテゴリ分類の実績についてご報告いたします。

過去10年間、現行のガイドラインが施行された2010年7月以降に要請を受けた案件です。それから、2019年度末までの期間の間のカテゴリ分類の実績でございます。具体的な数字で申し上げます。この期間にカテゴリ分類を行いました合計が5,059件ございました。その内訳といたしまして、カテゴリAが261件、カテゴリBが1,149件、カテゴリCが3,567件、カテゴリFIが82件という内訳になってございます。杉本委員がおっしゃっていましたがカテゴリAの割合はどのぐらいを占めるのかというところは、単純に今の数字を用いて計算しますと約5%程度となっております。

以上が1点目でございます。

2点目のご連絡でございます。

第1回諮問委員会で織田委員よりご質問いただきました今後諮問委員会の議論を進めていく中で、諮問委員の皆様からガイドラインの改定の方向性等につきましてご意見をいただく機会を設けるのかというところでございます。こちらは8月19日に事務連絡のメールに記載させていただきましたが、改めてご連絡いたします。

事務局といたしましては、第4回の諮問委員会の開催、これは今のところ11月の中旬の開催を予定してございますが、その際に委員の皆様からご意見をいただくという議題を設けたいと考えてお

ります。このため、第3回の諮問委員会開催の大体2週間後をめぐり、例えば今のところ10月20日火曜日とさせていただこうと思っておりますが、ここを目処に文書で資料をいただく場合には、この日付までにご提出をいただければと考えております。もしこのタイミング以外でご提出されたいという場合には、その都度ご相談させていただければと考えております。

第1回の諮問委員会の際に木口委員からご説明ありましたが、NGOの皆様からいただいている資料につきましては、こちらは既に事務局のほうで受領させていただいておりますので、改めてご提出いただく必要はございません。また、ご提出いただいたコメントに対しては、1対1でのご回答というのは想定しておりませんが、今後の委員会の議論の中で取り上げさせていただきたいと、このように考えてございます。

以上が2点目のご連絡です。

最後のご連絡事項ですけれども、第1回の諮問委員会でご議論いただきました諮問委員会の運営要領の案でございます。こちらは第1回でいただきましたコメントを踏まえまして、議事録および情報公開のところに「議事録は発言者名を明記し、逐語で作成する」と、このような一文を追加させていただきました。本日の第2回の会合に先立ちまして、委員の皆様にもメールでご確認いただいた修正案のとおりでございますので、こちらでよろしければ確定させていただいて、JICAのウェブサイトの方に公開させていただきたいと考えております。

以上が3点のご連絡でございます。

○原嶋座長 どうもありがとうございました。

まず、順番が逆になりますけれども、第3番目の運営要領の修正については既に皆様にも文案をお送りしているとおりでございますので、もしご異論がなければそういう形でここで確定をさせていただきたいと思っておりますけれども、いかがでございましょうか。

特になければご発言は必要ありませんけれども、ありましたらご発言いただきたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、ちょっと順番は逆になりましたけれども、運営要領については……どなたか。

○折田 鈴木委員のほうから今挙手をいただいている模様です。

○原嶋座長 鈴木委員、どうぞ。

○鈴木委員 すみません。今運営要領の話をしているんですか。議事録ではなくて。

○原嶋座長 運営要領の中の議事録に発言者の名前を記載するという形での運営要領を改定したということの内容について、ご了解をいただきたいということでございます。

○鈴木委員 すみません。ちょっと勘違いしました。私は異論ありませんので。

○原嶋座長 わかりました。どうもありがとうございました。

他によろしいでしょうか。

特にご異論なければ、運営要領についてはご案内のとおりのもので確定させていただきたいと思っております。

あと、残り二つ、まず一つ目は杉本委員からのご質問に対するご回答ということで、もし補足でのご発言がありましたらよろしくお願ひします。

○杉本委員 とりあえず結構です。

○原嶋座長 よろしいですか。

あと、真ん中になりますけれども、委員のコメント、委員からの個別のコメントについては、先ほどご案内のとおり第4回目をめどにお願いしたいということでございます。この点についてご質問等ございましたらご発言をお願いしたいと思います。オンラインでご参加の委員の皆様、もしご発言ありましたらサインを送ってください。

よろしいでしょうか。詳細についてはまた情報提供いたしますけれども、今説明のあったとおりのスケジュールで進めますので、ご準備等をよろしくお願い申し上げます。

それでは、特にご発言なければ今日の本題になりますけれども、次の議題に進みたいと思います。よろしいでしょうか。

それでは、2番目になります。本日の主要な議題となりますけれども、環境社会配慮ガイドラインレビュー調査結果および包括的な検討の結果の説明・意見交換ということでございます。本日は、多分全体としては8ないし9項目がありますけれども、そのうちの4つということでございます。ちょっと内容的にはかなり圧縮された内容になっておりますので、なかなか全てを即時に消化することも難しい部分があるかと思っておりますけれども、本日ご説明に対してご質問等いただくとともに、もし事実関係を含めて不明な点がございましたら、また会議の後でも事務局にお問い合わせをいただければ、次回以降の議論の中で実りあるものができるように情報提供させていただきますので、よろしくお願い致します。

それでは、早速1項目ずつ説明と意見交換を進めさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

まず、第1項目めが理念および気候変動ということでございます。事務局からご説明をまず願います。

○加藤 JICA審査部の加藤と申します。よろしくお願い致します。

メールでお配りしているPDFの3ページ目以降からご説明をさせていただきます。

まず、テーマ①の理念、気候変動について私のほうから15分から20分ほどで説明し、皆様の意見交換に資する情報を提供させていただければと思います。

次のスライドに参ります。

これまでのガイドラインの見直しの流れはもう皆様ご存じのとおりですけれども、2年間にわたりましてレビュー調査を行いまして、そのプロセスにおいては常設のJICA環境社会配慮助言委員会での説明を行って、コメントをいただいております。それを踏まえて33の論点が抽出されております。これからの8項目に分けた説明はこれらの論点をカバーして説明してまいります。そして、これらの論点を受けまして、「包括的な検討」ということで、この2020年1月から5月にかけて常設の助言委員会で議論していただきました。8つのテーマに大きく分けまして、ワーキンググループ形式で行いまして、67の助言をいただいております。

それでは、レビュー調査について少し細かくご説明申し上げます。

レビュー調査はこれまでの2010年4月からガイドラインを運用してきたその運用状況、そして、その10年の間に取り巻く環境が変化してきたその状況をレビューしまして、論点を整理しております。円グラフで取り上げられた案件が示されておりますが、対象全1,800案件から100案件を抽出して調査しております。カテゴリA案件を41件、そして、カテゴリB、C、FIを計59件、分類としてはインフラ案件が多くカバーしており、地域的にも網羅的にJICAで取り扱う案件の割合と同じような

形でカバーをしております。

次のページに参りまして、分析の視点でございますが、一つの視点はガイドラインの遵守の観点から対象となる100件について分析をして、課題を抽出しました。例えば情報公開の規定に基づいた対応がなされていたか、ステークホルダー協議はガイドラインの規定どおりに運用されていたか、また、非自発的住民移転の補償内容についてもガイドラインに適合した形になっていたかといったところでございます。その次のページ、PDFで参りますと、6ページでございます。

そして、併せて国際潮流の変化、また、大きな変化としてJICAで参照しております世界銀行のセーフガードポリシーの改定、そういったところをレビュー調査でも分析しております。大きな流れとしましては、国際潮流としてはパリ協定、また、日本国内の政策の流れとしては開発協力大綱の制定等がございましたので、そういったものを踏まえております。そして、助言委員からのコメントおよびパブリックコメント、NGO団体の皆様からの意見書も並行していただいておりますが、そういったものを踏まえつつレビュー調査を実施しております。

次のスライドに参りまして、助言数の内訳ということで、67の助言をこのような形でいただいたということを示しています。

それでは、レビュー調査で洗い出されたテーマごとに、まず①の理念、気候変動についてご説明をしつつ、その中の課題となっている、議論となっているところを次のスライドからご説明させていただきます。

次のスライドに参ります。その次でお願いします。

まずは、論点でございます。ここでは最初の一つ目、二つ目が日本国内の政策および国際潮流の観点、そして、論点1.3から1.5が気候変動に関する観点で論点がレビュー調査で洗い出されております。

レビュー調査の中では、その次のスライドに参りまして、論点1.1、1.2の政策の観点でございますけれども、一つは日本政府の方針としまして、開発協力大綱が制定されております。その中では、次のスライドをお願いいたします。スライドの中頃でございますけれども、適正性の確保の観点から環境への影響、気候変動対策へ十分注意を払うということ、また、その後書いてあるとおり社会的弱者への配慮ということで具体的な子ども、障害者、高齢者、少数民族、先住民族、そういった社会面の影響の言及がなされております。

また、質の高いインフラの投資の推進という観点で政策が打ち出されております。具体的には次のスライドに参りますけれども、G7、伊勢志摩原則のところでは、質の高いインフラ投資推進の観点で、社会環境配慮について、このスライドですと後段のところに言及されてございます。

また、次のスライドに参りまして、質の高いインフラ投資に関するG20の原則が、これが2019年6月のG20大阪サミットで開催された際に承認されております。その中で大きな原則1から6と掲げられておりますけれども、原則の3で環境配慮の観点、原則の5で社会配慮の観点、そういったものが具体的に言及されているというところでございます。

次のスライドに参りまして、国際援助潮流の観点での動きでございます。一つはSDGsでございます。これが2030年を目標とした17の目標として掲げられております。また、それ以外の大きなフレームワークとしてパリ協定での「産業革命前からの気温上昇2℃未満に抑制する」という規定とともに、「1.5℃までの抑制に向けた努力の継続」が言及をされております。そして、締約国は

「自らが決定する貢献を策定して、国内措置を遂行する」という形になっております。また、引き続き次のページですけれども、日本政府におかれましては、2019年6月にパリ協定に基づく長期戦略が閣議決定されております。

そういった大きな流れを踏まえまして、次のページの助言の概要でございますが、包括的検討の場でも議論がなされまして、助言1のところでは、こういった国際潮流、また、日本政府の方針との関係をガイドラインの中で開発協力大綱、質の高い成長を含めて言及していくべしというところが言及されましたのと、助言2のところでは社会的に脆弱な立場にある地域住民等の参画の確保というところを理念に言及していくべきではないかという議論、また、助言3でミティゲーション・ヒエラルキーという考え方が明確に対応されるべきということで、最初に回避を考え、そして、最小化を考え、それでも影響が残る場合には緩和策を考え、最終的に残った影響に対しては代償を考える、そういった段階的に優先順位をつけて検討していくべしというところが助言3として出ております。

それ以外に理念に関しましては、レジリエンスの観点、次の世代に引き継ぐ観点、また、最後の点ですけれども、石炭火力の発電の支援、こういった特定のセクターに関する考え方も影響が大きいため、ガイドラインに明記すべきというご意見も出まして、他方で特定のセクターに関する議論というのは、このガイドラインは実際の個別の案件での環境社会配慮のプロセスを述べたものですので、そこで言及することはバランスを欠くというご意見も両方出たというところでございます。

以上が理念に関する内容でございます。

次のスライドに参りまして、次からは気候変動のところでございます。次のスライドをお願いいたします。

論点1.3のところでは、一つ目のポイントはGHG排出量の予測の定量化の議論でございます。世銀のESS3ではGHGガスの定義がされておまして、その予測の定量化というところが一つ議論になってございます。ここに書いてありますように国際機関の予測の定量化、これは次のスライドでご説明させていただきますが、それ以外にも民間企業の赤道原則におきましても、GHG産出量の算定はスコープ1およびスコープ2の排出量を対象として算出する形になってございます。

一方で、現行のJICAガイドラインにおきましては、検討する影響のスコープに気候変動は含まれております。ただ、一方で、算出とか報告の具体的な規定は今のところございません。JICAでは、これまでのプラクティスではJICA Climate FITというツールを用いまして、気候変動の緩和の効果が見込まれる案件について、そのGHG排出削減の削減量の評価を行っているというところでございます。

次のスライドに参りまして、国際機関でのGHG排出量の予測の定量化の動きでございます。世銀、IFC、ADBともに排出量の定量化を行う方向になっております。その中で世銀は「全て」というよりは、排出源が多岐であったり僅かだったものは避けつつ、スコープ1の算出、スコープ1というのはこのプロジェクトそのものから排出されるGHG排出量に焦点を当てますけれども、その算出を行う。一方で、IFCは年間2万5,000トン以上排出する案件という閾値で、スコープ1とスコープ2の算出、スコープ2は個別事業に対して電力を供給するところで排出される際のCO₂というところが算出される。ADBでは年間10万トン以上の排出される案件についてスコープ1およびスコープ2を算出するという算定の仕方でございます。

次に参りまして、論点1.4、技術的・財政的に実現可能で費用対効果のあるGHG排出量削減の代替案の比較ということで、代替案検討のところでGHG排出量の削減をどのように考慮していくかという議論がなされました。技術的・財政的に実現可能なものがどういう範囲か、その一方で環境的にはどこまで配慮すべきか、そういったことの議論がされたというところでございます。

また、次の論点1.5に参ります。次のスライドをお願いします。

こちらは構造物の設計における気候変動の考慮ということで、次のスライドに参りますが、気候変動の適応の観点でございます。世銀の新しいセーフガードポリシーのコミュニティの衛生と安全というものが新しい章として設けられておりますけれども、そこでは、構造物の設計は気候変動による影響を考慮するということが記載されております。また、下段のほうに参りますと、構造物の設計、建設は周辺コミュニティの安全性に配慮して気候変動も考慮するという、そして、最後の行ですけれども、構造物の安全性の観点で気候変動を考慮すること、そういったことが入ってきていると。そういったものも含めて、どこまで環境社会配慮の手続においてこういったスコープを入れていくかということが包括的検討で議論されております。

次のスライド、このテーマでの最後のスライドですけれども、気候変動の観点でのご助言が大きく4つ出てございます。

一つ目の助言ですけれども、気候変動への負の影響を適切に把握・対応するために、一定以上の排出量が想定される事業についてGHG総排出量の推計が求められるのではないかとこのところが一つ目でございます。

二つ目が両論ございますけれども、個別の事業の配慮において、気候変動の観点で相手国全体の排出削減目標への貢献もしくはさらにその先の国際社会全体の排出削減目標、これはパリ協定といったものが想定されると思っておりますが、そういったものへの貢献が検証されるべきというご意見が出ております。一方で、個別事業の検討のときに国際社会の大きな削減目標への貢献、また、国ごとの気候変動対策への貢献、そういったものの議論は区別して考えるべきではないかといったご意見もありまして、両論出ております。

3つ目の助言8のところでございますが、GHG排出量削減を代替案の分析でどのように考えるかというところでございます。この代替案の範囲というところで助言が出ましたのは、マスタープラン段階でいろいろなオプションを検討する段階と個別事業である程度焦点とされる対象の事業が絞られた段階と、段階に応じて検討の範囲は変わるのではないかとこのところが言及されております。個別事業の検討段階に落とされてきますと、同一セクターで同一規模の事業でベスト・アベイラブル・テクノロジーを勘案して考えていく、そういった事例も助言のところで挙げられております。

最後に構造物での気候変動の考慮というところで、構造物の安全性という観点は、JICAでは技術的な観点として環境社会配慮とは別に案件の妥当性の観点で審査がされているというご説明も差し上げまして、そういったものも踏まえて、環境社会配慮では「気候変動によって構造物へ顕在化する可能性のある影響」を対象とすべき、実際には気候変動に伴う、例えば洪水の影響の激化、そういったもので構造物が仮に決壊をしたり何らかの損傷をしたりして周辺のコミュニティに影響を与える、そういった影響が顕在化する可能性のある場合に、その影響を対象として分析するべきではないかという助言と、さらに、その分析の範囲、深度は課題が残るという議論が出ております。

事務局からの説明は以上でございます。

○原嶋座長 説明どうもありがとうございました。

ご案内のとおり、現在のガイドラインを基にして改定のために必要な段取りを今日まで続けていただいております。現在までの到達点についてテーマごとにご説明をいただいております。

まず、全体の流れと、あと理念と気候変動ということについて今お話をいただきました。全体としてちょっと圧縮された部分がございますので、詳細についてはまたいろいろご質問があろうかと思っておりますけれども、今後この現在の到達点を基に改定に向けた意見交換ということでスタートさせていただきます。

それでは、まずここまでの説明でご質問あるいはコメントがございましたらご発言をいただきたいと思っておりますけれども、まずTeamsでご参加の委員の皆様を先行させていただきます。Teamsでご参加の委員の皆様の中で今の説明に対するコメント、ご質問等ございましたらサインを送っていただきたいと思っております。お願いします。

現在のところは、パワーポイントでいいますと18ページのところまでご説明をいただいております。どなたか今手が挙がりましたか。

まず、順番に黒木委員、お願いしてよろしいでしょうか。

○黒木委員 オリエンタルコンサルタンツの黒木といいます。今日はよろしく申し上げます。

気候変動に関しては、基本的に今、加藤課長がご説明いただいたように課題があるとかいろんな条件があつてのことであるというところで説明されると思うのですが、GHGの定量化というところでは、やはり境界条件とかサプライチェーンをどこまでにするのかという境界条件がないとコンサルタント側としても、その定められたスケジュールとかマンマンスの中で対応できるかどうかということが大きく課題となりますので、そういったところはスケジュールなりコストに応じた標準的なものをFAQとかカテゴリB、執筆要領かなにかで事例として挙げていただけるとよろしいのではないかと考えています。

とりあえず一つの意見としては以上です。

○原嶋座長 どうもありがとうございました。

続いてご発言をいただきます。鈴木委員、ご発言をお願いします。鈴木克徳委員、お願いします。

○鈴木委員 ESD-Jの鈴木です。

基本的な理念については、これはこれで大変結構なことだろうと思うのですが、これを具体化しようとする場合、例えばG20の原則というものの中の原則の4、自然災害について、リスクに対する強靱性の構築を具体的にどう考えていくのかが明確にわかりませんでした。例えば洪水のリスクとかいう話にしても、一体何年確率みたいなことを考えて、降雨強度が一体どのぐらいのものを想定するのかというのは、これはなかなか難しい話だろうと思うのですが、そういったものを一体どう受け止めて対処するのか。それから、特にやっぱりG20原則の6のところインフラガバナンスの強化とありますが、後日議論をされるのかもしれませんが、どういう対応をした方がいいのかは難しい面があるんだろうと考えます。そのあたりの方針をクリアにしていくことがこれからすごく重要じゃないかなというふうに思っています。

気候変動の話に関していうと、どうこの内容をガイドラインの中により具体的に組み込んでいくのかというあたりは後日また議論をするという理解でよろしいのでしょうか。その点ちょっと確認をさせてもらえたらありがたいなと思っておりました。

以上です。

○原嶋座長 ありがとうございます。後ほどちょっと事務局からまとめて回答していただきますけれども、続きましては近藤委員、ご発言をお願いしてよろしいでしょうか。

○近藤委員 財務省の近藤でございます。本日はよろしく願いいたします。

事務局の加藤さんにはご説明ありがとうございました。質問というかコメントっぽいものなのですけれども、気候変動に関していくつかちょっとお伺いしたい点があつて発言の機会をいただきました。

今回の議論と言うのは理念と気候変動ということなのですが、理念の話、この10年の間にSDGsがあつたり、あるいはパリ協定が締結されたり、他にも地球環境をめぐる動きというのはこの10年の間でいろいろあつたと思うのですが、その中にパリ協定、気候変動という要素が入るのはわかるのですが、では、理念以外の気候変動という一つの分野を特出しして、具体的にどういふことをやっていくのかという話がここで、これはテーマをどう設定していくかという問題にもあるのかもしれないのですが、ここで気候変動がかなり詳細に出てくるのは何か唐突感があつたものですから、ここら辺の背景について何か経緯がありましたら、私自身あまりそこまで承知していなかったのかもしれませんが、教えていただければと思います。

あと、前の委員の方々もお話あつたと思うのですが、あと、加藤課長からもあつたと思うのですが、既存のガイドラインの中でも環境社会配慮の項目として、今手元にあるのですが、大気、水、土壌、廃棄物、事故、水利用、あと、気候変動、生態系、生物相といったいろいろな要素を考慮していくということになっているのですが、この中で気候変動というのがあつて本日の議論ということにはなっていると思うのですが、他の分野、何も気候変動だけというわけではないでしょうし、JICAさんが今後気候変動に軸足を移して事業をやられていくということでも必ずしもないような……

○原嶋座長 近藤委員、ちょっと音声は今途切れています。近藤委員、今音声途切れています。

近藤委員、音声途切れておりますけれども。

それでは、ちょっと今近藤委員とのコンタクトをもう1度確認していただくということで、一旦ここで近藤委員の発言を締めくくりとさせていただきます。気候変動についてのご質問がありましたけれども、後ほどまとめて回答させていただきます。

三宅委員、音声は届いておりますか。

○三宅委員 届いております。

○原嶋座長 それでは、三宅委員、ご発言をお願いします。

○三宅委員 助言の9ですね。最後にご紹介いただいたところで構造物の設計における気候変動の考慮は、環境社会配慮では気候変動によって構造物へ顕在化する可能性のある影響を対象とすべきとあることですが、この一つ前のページでは気候変動によって第三者、要はコミュニティに危険が及ばないように構造物の設計、建設、運用、解体等を行う。構造物の設計は、気候変動による影響を考慮するとございます。

これは気候変動の影響をある程度見積もって、それに十分なレジリエンスを持つような構造物を設計すれば、気候変動によって構造物へ顕在化する可能性のある影響、さらにこれを深掘りして環境社会配慮の案件形成のときに配慮するのかというのは、どうもちょっと矛盾しているような感じ

がいたします。質の高いインフラのG7の原則においても、レジリエンスの観点は主に私が言いました前者のほうの観点を重視した書き方なんだと思うのですけれども、ちょっとこれは今お答えいただかなくても結構ですが、後日議論いただければと思います。

以上です。

○原嶋座長 どうもありがとうございました。

他にTeamsでご参加の委員の皆様からのサインは特に見当たらないですね。

それでは、まず会議室に一旦戻しまして、会議室でご参加の委員の皆様の中でご発言、ご質問ございましたらご発言をお願いしたいと思いますけれども、いかがでございましょうか。

それでは、どうぞ。

○八木委員 すみません。外務省の八木です。

確認の意味も含めて質問がいくつかあります。助言の概要というのでご紹介をいただきましたが、この助言の中で、例えば「以下を理念に記載」とか「理念に言及すべき」といったようなはっきり意味のわかるものがある一方で、例えば国際潮流と日本政府の方針の関係、開発協力大綱に基づく質の高い成長、これらの助言はどういうことなのかわかりづらいと思いました。

例えば今のガイドラインの中でもミティゲーション・ヒエラルキーの考え方はあるのだと思うんですね。明示的に今のガイドラインにも書いてあるのを見つけたのですけれども、これをどうするということが包括的な検討の過程では出てきているのかを教えてほしいと思います。それから、助言の7になりますが、個別事業の環境社会配慮において相手国全体や国際社会全体の排出削減目標への貢献等が検証されるべきという意見と、個別事業と国際社会あるいは国ごとの気候変動政策の議論は区別するべきという意見というふうになっているのですけれども、個別事業の環境社会配慮において、その事業が相手国全体だとかその国の排出削減目標に整合的であるかどうかということを確認するということは当然必要だと思いますが、ここで助言の言っている内容というのは、整合的であるということの確認程度の問題ではなくて、もっと深掘りをしなさいということまで言っているということなのか確認をさせていただきたいと思います。

それから、先ほど財務省の方からも言及がありましたけれども、気候変動のところはかなり個別具体の話に踏み込んで書かれてあるのは唐突感があると。例えば石炭火力の話については私も全く同感で、もしそれをし始めると、他の重要な話、論点についても個別具体に書いていくということになって、これはこれですごく大変なことだなと思うのですけれども、その点については包括的な検討の場での議論でも意見が分かれたということですが、それは今後議論するという理解でおりますけれども、そういうことでよろしいのでしょうか。

以上です。

○原嶋座長 承りました。

他に会議室でご参加の委員の皆様でご発言ございましたら。

村山委員、お願いします。

○村山委員 村山です。

先ほど最初の論点については詳しくご紹介をいただいたと思うのですけれども、今日から具体的な議論が始まるということで、今日の資料では3ページ目にレビュー調査から包括的な検討ということでご紹介をいただいているのですが、包括的な検討については助言委員会が中心となって議論

しています。ただ、これのベースになっているレビュー調査が実質的にはかなり長い期間かけて行われていて、ここから33の論点が出てきているということだと理解をしています。

今日の資料でも参照先の出典という形でこの調査の内容については紹介がされているのですが、委員の多くの方がこの調査の内容についてあまりご覧になっていないのではないかというふうに感じています。もしかすると、そういうところが先ほどの議論にも関係するかもしれません。そういう意味で、これを直接扱うかどうかは別にして、委員会の中の共有資料としてはぜひ出していただいたほうがいいのではないかと思います。これがベースになって包括的な検討がなされています。

以上です。

○原嶋座長 ありがとうございます。

他、よろしいでしょうか。

杉本委員。

○杉本委員 ありがとうございます。環境省の杉本と申します。

ご説明のほう、ありがとうございました。私のほうは今後の議論ということについては、もう既に他の委員からも言及がありましたので、先ほどの委員の方からのご質問に関連してですけれども、テーマ①、18ページのところですか、助言7のところ为先ほどのとおり両論併記になっているところもあるので、具体的にどのような委員の議論であったのかというのは、結論もしくはそのプロセスといえますか、どういう議論であったのかというところを少しいただければと思います。

自分の手元のところに参考資料がもしかするとないかもしれませんので、もしそれを配付資料としておありであればお願いいたします。

その際に先ほどもありましたとおり、全体の目標や国の持っている計画と整合的であるというのは、本来は他のアセスの事項も含めてやっていますし、国内でも気候変動緩和の部分については当然そういう措置を取っておりますので、そういう範囲なのか、それを超えて具体的にどういうふうに貢献するかというところの議論の具体的な趣旨というのがわかればなと思います。

もう一つ、助言の9のところは、先ほどその前のページのESSの4番のコミュニティの衛生と安全というところであるかと思うのですが、プロジェクトが耐用年数の間に及ぼし得る環境および社会に対する影響というふうに見たときに、現時点でのレジリエンスもしくは防災、災害に対しての影響というものに加えて将来のリスクというところを見積もるといえるのは、一定程度そういう議論もしくはそういう取り組みをされている機関というのはありつつあるのかなというふうには思っておりますので、そういう意味でプロジェクトもしくは事業に対する支援の影響というのがあるのかなのかということと、その周辺にどういうふうに影響があるのか、これまでにJICAさんがもしそういうような観点で、例えばそういう意味では防災もしくは洪水対策のような事業であればわかりやすいと思うのですが、そういうような事業の中で具体的に現在もしくは将来リスクを見越してプロジェクトをつくっているようなケースがこれまでもあるのかどうか、そういった視点、また、もし過去の実績などあれば教えていただければと思います。

私のほうからは以上です。

○原嶋座長 ありがとうございます。

これまで7名の委員からご発言、ご質問いただきました。中にはコメントという性質もございましたけれども、いくつかJICA側に対する質問という形のものでございましたので、順次可能な範囲

で事務局側にお答えをいただきたいと思います。もしデータ等の不足で現在の段階では明確なお答えができない場合には、また後日資料提供をお願いするということでレスポンスをお願いしたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

まず、黒木委員からのご質問については、これは概ねコメントかと思えますけれども、特に鈴木委員、近藤委員、あと八木委員、村山委員からもご提案というような形かと思えますけれども、あと杉本委員から個別具体的な質問がございましたので、対応をお願いします。

あと、近藤委員、音声がつながっておりますか。

○近藤委員 大変失礼しました。聞こえますでしょうか。

○原嶋座長 一応先ほどいくつかご質問いただいております、とりわけ気候変動を取り上げたことに対する理由などを説明するようにというご質問までいただいておりますけれども、それに加えて何かございましたらお願いしたいと思えますけれども。

○近藤委員 それ以外に特段ございません。すみません。

○原嶋座長 それでは、一応今7名の方からご質問、コメントをいただいておりますので、可能な範囲で事務局からレスポンスをお願いしたいと思えますが、よろしいでしょうか。よろしくお願ひします。

○加藤 事務局、JICA審査部、加藤よりまずは回答させていただきます。

黒木委員からいただきました点、気候変動でサプライチェーンを含めてどこまで考慮するのかというご議論がありました。スライドではPDFで17ページ、スライドナンバーで15ページのところに他の国際機関の動きもございませぬけれども、サプライチェーンと申しますと、ここで書いてあるスコープ1、スコープ2からさらに外れてスコープ3というスコープになります。今、他の国際機関もそういった提供される資機材の製造過程で発生するGHG排出量の計算まで含めているところはございませぬ。技術的にも非常に難しいところかなと思っております。

方向性としては、今、世界銀行ではスコープ1のみを対象としており、二重計算を避けると。この事業のために電力供給している発電所のGHG排出量を仮にこの事業で考慮した場合に、その発電所単体でもGHGの排出量は計算されており、国での総計を考えると二重計算というものも出てくるということもあってスコープ1となっておりますけれども、JICAもGHGの算出を考えていくときには、そういった二重計算による重複というところも考えてスコープ1というところがまずは妥当なのではないかなと考えているところでございます。

鈴木委員からいただきました理念に関連しまして、G20の原則、自然災害、強靱性のところにも言及をいただきました。G20で述べられている原則全てを環境社会配慮ガイドラインで受け止めるというようには理解をしておりますんで、その中で環境社会配慮で考慮すべきもの、もしくは他の枠組みで検討すべきもの、そういったものは仕分けていく必要があるのかなと考えております。

一つ自然災害の観点で重要なポイントとして、自然災害への強靱性、レジリエンス、その設備の強靱性、そういった議論というものは、環境社会配慮の視点というよりは、その設備の構造に関する技術的な審査の枠組みになるとJICAの審査の枠組みの中では捉えているところでございます。また、ガバナンスの強化というところもどこまで環境社会配慮で取り扱うべきものかというところは十分仕分けをしていくべきポイントかなと思っております。

また、近藤委員からいただきました議論でございませぬ。気候変動のところ、全体の議論の枠組み

として理念にパリ協定が出ていることもあって、気候変動を早い段階で取り扱っているというところはございますが、次回取り上げます残り4つのテーマでは、生物多様性の側面やその他の側面も広く取り上げているところでございます。ただ、気候変動というのは今回の理念のところでも議論がありましたようにパリ協定の大きな動きがございましたので、そういった国際潮流も踏まえた突っ込んだ検討を行っているところでございます。

また、三宅委員からいただきました構造物の設計の顕在化する影響をどこまでやるのかというところでございます。ここは今後のガイドラインの議論でしっかり議論していくべきポイントと思います。50年確率、100年確率、そういった形で技術的に構造物の設計を検討していくときに、それでも災害が顕在化して周辺のコミュニティ等に影響が出た場合の環境社会配慮影響の考慮、そういったものをどこまで環境社会配慮の枠組みでやっていくべきか、そこは議論をすべき点かなと考えております。

また、次に八木委員からいただきました助言の部分でございます。私どものプレゼン資料は助言の全文を載せておりませんので、少し意味の通じないところがありまして申し訳ありません。一つ目にご指摘いただきました点につきましては、また助言の全文は再度皆様にお送りをしたいと思えますけれども、一つ目の議論としては、助言の全体文章を読み上げはいたしませんけれども、まずは国際潮流の流れに言及をして、その国際潮流と歩調が合った形での日本の政策がどうなっているかということが言及され、その中に質の高い成長というものが位置づけられるべしであると。その質の高い成長の一つの要素として環境との調和、持続的成長、地球環境対策の観点を含めていくというような全体の流れで序の文章および理念のところを位置づけていくべきという助言がなされているというところでございます。

また、二つ目の助言の7のところでございます。助言の7の対案の二つの議論でございますけれども、気候変動に関係した助言の対案でございます。ここは諮問委員でご出席されている日比委員からもご説明をいただいたほうがよろしいかと思えますけれども、一つ目の議論としては、国際的な目標もどんどん進化をしていく場合に、そこに国ごとの目標が追いつけない場合に、国際的な目標についても考慮しながら個別の事業の貢献を考えていくべきではないかという一つの助言が出たというところであります。

ただ一方で、個別の事業でそこまで国を超えた国際社会の向かっている方向まで考慮して検討するというのは難しいハードルもあるので、そういった議論は区別して検討する必要があるのではないか、そういった議論が対案としても挙げられたというところでございます。また、最後に石炭火力も含めて個別具体的に書いていくというところは大変というご指摘でございまして、そこも事務局としてもそのように難しさを感じております。また、特に石炭火力のような特定セクターの支援というのは、その都度日本政府にJICAとしても相談、協議をしながら方針を固めていくという性質のものだと思いますので、10年間運用するこういった手続を定めるガイドラインでそういった特定セクターの方針を盛り込むというのは、JICAとしては少し違和感を感じるものでございます。

村山委員からいただきましたレビュー調査の共有ということで、レビュー調査についてはホームページで公開されております情報を再度皆様に共有資料として共有させていただきたいと思えます。ただ、レビュー調査でポイントとして挙げられてきているものは、今回のような形でプレゼンでまずご説明をしたいと考えております。

杉本委員からいただきましたスライド18ページの両論併記で書かれているところの議論についてもう少し深掘りをした説明をというところでございます。先ほどの両論のご説明が私どもの理解をしているところでございます。そして、レジリエンス、将来の気候変動のレジリエンス、将来のリスクを見積もる、そういったところがどのような取り組みかというところで、気候変動の適応の観点でJICAの支援するインフラプロジェクトでの配慮というところは、環境社会配慮の枠とはまた別にカバーをして考慮しているところでございますので、そういった取り組みは行われてきているというところでございます。

私からは以上です。

○折田 一部補足をさせていただきたいと思います。

委員の先生方から各種いただいた個別のご質問に対する回答は今のとおりでございますが繰り返しにはなるのですけれども、3つほど補足させていただければと思います。

一つは、この環境社会配慮ガイドラインというものは適切な環境社会配慮が行われることを目的としており、負の影響、回避・最小化・緩和等するための手続を定めたものであるということをお願いしたいと思います。その意味するところは先ほどの気候変動や石炭火力の話にも共通しますが、JICAという組織がこういったセクターについてやる、やらないというようなことを定めるものではないという点を一つ。これまでの包括検討でも何度かその議論に上がってきたところではございません。

2点目は、こちらもこれまでの議論で何度か先生方とご議論させていただいたところですが、環境社会配慮ガイドラインに全てのことが記載されるわけではないこと。JICAが行う所業というものがガイドラインに全て定められているのではなくて、先ほど申し上げた目的に向けた手続が定められているものであって、それ以外のことは他の枠組みで定めていることもございますし、それから、Q&A等もございますので、そちらのほうでご説明するなど、環境社会配慮の観点で重要であってもガイドライン自体に記載するか等についても今後の検討は必要になっていくという立てつけにございます。

それから、3点目ですけれども、助言の読み方ですが、全文のは今回のパワーポイントには記載していませんが、八木委員にもご指摘いただきましたとおり、一部両論併記になっていたり、比較的方向性が明確にわかりやすくなって記載されている部分などいろいろございます。これにつきましては、4回目以降もしくは5回目以降に改定方針案と併せ改定文言案をご提示させていただく中で、よりクリアに議論をしていく形にはなると思います。

それから、最後に杉本委員からもご質問いただいたのですけれども、例えば両論併記に至るまでどういう議論があったか等については、できる限りわかりやすくご説明できればとは思っていますが、その包括検討の議論につきましても全て議事録の形でホームページで公開しているところではございます。

以上です。

○原嶋座長 ありがとうございます。

今ご質問に対するレスポンスということで、必ずしも十分ではない部分があったかと思いますが、もうひとつご発言を希望されているのは田辺委員でしょうか。田辺委員、聞こえますか。

どうぞまずご質問等いただければと思います。

○田辺委員 ご質問というか確認なのですが、多分この質疑応答の時間というのは、恐らくここで議論というふうにしてしまうとかなり時間も一つ一つ細かい論点がたくさんあるので難しいかと思うんですが、あくまでこの助言に対する確認という位置づけにしたほうがよいかと思います。

以上です。

○原嶋座長 アドバイス、どうもありがとうございます。

ということで今までいくつかご質問等いただきまして、多分お答えがまだ足りない部分はあるかと思いますが、その点はまたメール等で補うということにさせていただいて、いくつかリクエストを頂戴しておりますので、それに対応するというので、一旦はこのテーマを締めくくりにして、次のテーマに移って、その中でまた必要に応じて議論させていただきたいと思いますが、いかがでございましょうか。

それでは、一応第1番目のテーマの理念と気候変動、これは必ずしもセットということではございませんけれども、1番目ということです。

あと、コロナ対応もございまして、ちょっと会議室のほうの一旦換気ということをお願いしたいと思いますが、ここで会議室を10分程度換気しますので、リモートでご参加の委員の皆さんもご休憩を取っていただきたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

一応時間としては、目処としては10分です。3時10分、15時10分再開ということをお願いしたいと思います。再開と同時に2番目のテーマに一旦移りたいと思います。

それでは、休憩です。

午後3時03分休憩

午後3時11分再開

○原嶋座長 それでは、再開をさせていただきたいと思います。

続きまして、②番になりますけれども、対象事業と情報公開についてまず事務局からご説明をいただきます。よろしくお願いいたします。

○加藤 JICA審査部、加藤です。

PDFで21ページ、スライドナンバー19のテーマ②対象事業、情報公開についてご説明をさせていただきます。

次のスライドです。

論点としては4点挙げられております。大きくは論点2.1のとおり、新しく加わったスキームについてどのように取り扱うか、2.2では少し毛色は違いますが、JICAでも協調融資を他の国際機関とするケースはありますが、そのような場合にコモンアプローチ、共通化したアプローチを導入することはどうか。また、2.3、2.4のところは情報公開に関する内容でございます。

それでは、一つ目、対象事業につきましての説明をいたします。

現行JICAガイドラインが2010年4月にできましてから、JICAとして取り扱う事業が増えております。例えば再開されました海外投融資、また、民間連携の観点での中小企業SDGsビジネス支援事業、そういったものが挙げられます。また、受託事業としてのGreen Climate Fund、そういったものも挙げられております。

今申し上げました中で海外投融資につきましてはガイドラインでも言及している有償資金協力が該当しますので、ガイドラインが適用されているというところがございますが、中小企業・SDGs

ビジネス支援事業はガイドライン上の協力事業としては言及がされておりません。ただ、実際の運用としましては、これはFAQにも述べてございますけれども、中小企業支援型およびSDGsビジネス支援型の案件化調査、そして、普及・実証・ビジネス化事業につきましてガイドラインを適用してまいりました。

運用状況としては、その下の（１）、（２）でございますが、海外投融資、調査時点で24案件の調印ということでカテゴリAからB、C、FIまで幅広く案件としてカテゴリ分類をして環境社会配慮手続を行っております。（２）の中小企業・SDGsビジネス支援事業といたしましては、また次のページ以降に説明がございまして、取り扱いの範囲を次のスライドのとおりに対応しております。どのように対応しているかと申しますと、一つ目、中小企業支援型、これは中小企業を対象としたものでございますけれども、ここは協力準備調査（PPPインフラ事業）、中小企業海外展開支援調査、このうち案件化調査、普及・実証事業はガイドライン適用対象とFAQでも記載してあり、そのように運用しております。

引き続き（２）のほうですけれども、このうち基礎調査につきましては、調査の中身自体が情報収集を目的として、個別の事業のF/Sを実施しないものですから、ガイドラインの適用をしておりません。また、それ以外の環境社会配慮を行う案件化調査、普及・実証・ビジネス化事業につきましても、案件を選ぶときに甚大な負の影響を及ぼす可能性のある案件は採択しない方針で運用しております。

次のスライドに参りますと大きな分類が書いてございますけれども、右側の2列ですね。中小企業に関しましては、また、原則大企業を対象としたSDGsビジネス支援型につきましても、右側の案件化調査および普及・実証・ビジネス化事業についてガイドラインの対象としているというところでございます。

次のスライドに参りまして、受託事業としてのGCF事業でございます。国際機関の「緑の気候基金」の認証機関としてJICAは2017年に承認されまして、GCFの事業を受託することを想定しております。今、案件としては準備中の状況で採択は未了ですけれども、ガイドラインを適用する方向で対応しているところでございます。

以上が対象事業、対象スキームについてのご説明でございました。

次のスライドに参りまして、論点2.2、協調融資でのコモンアプローチの導入適否でございます。

次のスライドに参りまして、JICAの協調融資は毎年10件程度行われておりますけれども、世銀のセーフガードポリシーでは、世銀のセーフガードポリシーのスタンダードを満たすことが可能と判断される場合には、レビューとかモニタリング、文書作成、情報公開、そういったものの共通化のできるところをしていくということですが、具体的な方針は明確にはセーフガードポリシー上も記載がされておりません。また、我々が直接世界銀行にも確認しているところでは、今のところこの新しいセーフガードポリシー適用以降、コモンアプローチを適用された事例はまだ確認されていない状況でございます。

ADBのほうもコモンアプローチのプロセスについては一本化するよう努力するというような方針が示されております。

以上の内容も踏まえながら議論を行いまして、次のページが助言の概要でございます。

最初の助言1から3は対象事業の範囲についてご助言をいただきました。助言1のところはガイド

ラインでの記載ぶりというよりは、運用の仕方についての議論でございました。先ほど申し上げたような甚大な負の影響を及ぼす可能性がある提案は採択しないという方針はよりきちんと周知をすべしというような助言をいただいております。

助言2、3につきましては、適切な対象事業のガイドライン適用の範囲というところでございます。一つはGreen Climate Fundおよびそれ以外の受託事業についても、適切な環境社会配慮が行われるように留意すべしということで、助言3にも関係しますが、今後新しいスキームが新たに今後10年の間に創設された場合に、ガイドラインの適用をどのようにするのか、また、適用の方法について考え方を整理すべしというご助言をいただいております。

次の3つがコモンアプローチについてでございます。コモンアプローチについては大きくガイドラインで求める要件を遵守するというポジションは変わらず、部分的に共通化できるところは共通化していくというところがこの3つのご助言で出てきたところでございます。

続きまして、次のスライドにいきまして、情報公開の議論でございます。

論点2.3としまして、現在環境ガイドライン上はレビュー前の公開対象としてEIAの報告書、それが求められております。それ以外の文書も求められておりますが、そういったものの取り扱いが議論されました。

次のスライドに参りまして、情報公開に関する世銀等のセーフガードの規定についてはどのようになっているかと申しますと、世銀ではアプレイザル、審査の前に環境社会配慮に関する文書を公開することになっております。明確な公開の規定はなく、通常、彼らのハイリスクとされる案件は120日前公開という運用がなされております。

ADBでは、Safeguard Policy Statementの中に理事会付議の120日前までにDraft EIAの公開をカテゴリA案件について義務づけているというものでございます。

IFCでございますけれども、IFCではEIAの公開は必須となっておりますけれども、IFC自身が作成するEnvironmental and Social Review Summaryに情報を整理して、それを理事会付議前にカテゴリA案件は60日間以上、それ以外は30日間の公開となっております。

一方、JICAの取り扱いが次のスライドでございます。

JICAの現行ガイドラインでの公開する文書ということで、EIA報告書と許認可証明書、また、住民移転が大規模に発生する場合は住民移転計画、また、先住民族のための対策を要するプロジェクトは先住民族計画、これを公開すると規定しております。そして、ガイドラインでは明記されておりませんが、運用上ECC、この許認可を取得済みのEIAを公開するという運用を行ってまいりました。実際の公開されている中で、その次のポツでは、さらに公開されている文書から追加的な対応が要されるものについてレビュー調査では一部指摘がされております。EIAの公開されたものからその後追加的に合意する必要が生じたものについて混乱を招くこともあるということでございますが、その後の次のスライドでもございますけれども、実際にはそういった公開された文書からさらに私どもの環境レビューを経て追加的な対応を求めるものについても、相手国との合意をもって実際に対応されてきているということは確認されているというものでございます。

次のスライドに参ります。モニタリング結果の公開のところです。

次のスライド、JICAガイドラインおよび世銀等のモニタリング結果の公開の状況でございます。JICAガイドラインでは、相手国で一般に公開されている範囲で、ウェブサイトの情報公開するとい

うことになっています。モニタリング結果と申しますのは、融資契約もしくは贈与契約等の締結後に実際にプロジェクトの実施段階に入って、そこでの環境社会配慮影響の実際の発生状況についてのモニタリングを指しますけれども、この内容を相手国で一般に公開される範囲でウェブサイトで公開するというのがJICAガイドラインでの取扱いでございます。

一方で、ADBでは公開の規定、世銀では具体的にはセーフガードポリシー上は公開の規定はされておりませんが、一方で情報公開のAccess to Information Directive/Procedure、そちらのほうで相手国借入人と合意した場合に公開ということが規定をされております。

次のスライドでJICAでのモニタリング結果の公開の状況でございます。

環境モニタリング結果、82件のうち、これは実施段階としてモニタリングが要されるカテゴリA、B、FIでございますけれども、82件のうち環境モニタリング結果については45件でございます。そして、一部モニタリング結果が公開されていないものは、国内法で求められていないこともしくは相手国の実施機関の情報公開の方針によって見送られたものという傾向がございます。

最後の3ポツ目ですけれども、一方で公開される案件数は増加の傾向が見られております。最後の行でございますが、2017年度については環境モニタリングを必要とする案件が38件中20件、社会モニタリングを必要とする案件は14案件中12件とかなり相当数のものがカバーされる、公開されるという形になってきております。

そういった状況も踏まえて包括的な検討で議論をいただきました。次のスライド34でございます。4つの助言をいただいております。

助言7のところでカテゴリA案件の環境レビュー前の公開プロセスの扱いは迅速化の必要、ステークホルダーへの周知と関与等を踏まえて検討すべき。また、助言8で公開する環境アセス報告書が承認版かドラフト版かというところについて、ドラフト版でも許容するというご意見および条件付きとする意見が出ております。この背景としましては、この包括的検討の場でこれまでの運用も踏まえて、JICAとしてはドラフト版のEIAの公開をしてから120日というのをカテゴリA案件について運用するという形で対応したいと、これまでは承認版でございましたけれども、ドラフト版とするところを提案してございます。これはガイドラインで明確に規定がされているものではなく、運用ですけれども、運用をそのように変えていくところをご提案申し上げました。

これに基づく助言として、この助言7、8ということが出てきております。実際にはドラフト版を公開することに反対のご意見はなかったわけですが、許容する意見と条件付き、これはやむを得ない場合に限って限定的に条件付きとしてドラフト版で容認するというご意見が出たというところでございます。

また、併せて3点目、公開期間の公開期間柔軟化のところでございます。ここもJICAよりこれまでの運用を踏まえてご提案を申し上げたところでございます。先ほどご説明申し上げたように、IFCで60日間の公開であり、世銀の運用やADBの120日間と比較して短い期間でございます。これは民間ビジネスのスピード感も考慮した期間設定でございます。また、ADBも120日間公開を公的セクターと民間セクターで同じものを適用するのかというところも内部で議論されていると聞いております。そういったものも踏まえて、特に民間ビジネスについて公開期間を短縮化するという考え方もあるということをご提案申し上げました。

それに対する助言ということで、柔軟化については特に協調融資のような他の国際機関と連携を

して民間ビジネスを支援する場合に容認しても良いのではないかというご意見もありましたし、一方で120日間という期間はカテゴリAについて保つべきというご意見も出たというところでございます。

最後、助言10はモニタリング結果の公開でございます。公開方法について見直しを求める、より広く公開をすべきという意見も出ましたし、また、相手国の公開を促進する方策を併せて取って、公開を促進していくべきというご意見も出たというところでございます。

事務局からの説明は以上です。

○折田 事務局の折田です。

質疑に入る前に、黒木委員のほうから今事務局のほうにもチャットで、包括検討をなぞる形ですと、今日の1回で包括検討2回分ぐらいの時間がかかるのではないかと、期待される発言をはっきりとお伝えしたほうがよろしいのではないかとご助言をいただきました。事務局のほうから、もともと第2回、3回で委員の皆様から期待するご発言というのをもう1度ご説明させていただければと思います。

今のような、ご説明した助言内容の不明瞭なところ、それから、助言自体をご理解いただくに当たって情報が足りないところなどがあれば、その点ご質問いただければと思います。方向性に対するご意見を含むもの、それから、落ちどころをにらんだくだりにつきましては、第4回、第5回以降に、先ほど申し上げましたとおり改定方針案、それから改定案について丁寧に時間を取ってご説明、ご議論いただく予定ですので、不明瞭なところを理解するのに情報が足りないところを明確にするという趣旨で今のご質問を集中していただければと思います。

特に第4回目のご意見を出していただくにあたり、第2回、第3回での頭づくり・基本事項の確認という仕掛けという状況でございます。

以上です。

○原嶋座長 どうもありがとうございました。

今助言の扱いについていろいろお話しいただきました。一言で言いますと、私も助言委員会に関わった者の一人として1点だけ確認で申し上げておきますけれども、助言につきましては、決して拘束力があるということではございません。これまでの包括的な検討について、普段JICAガイドラインの運用に関わっている専門家が自主的な形で意見を集約して、ぜひ見ていただきたい点は、普段深くガイドラインに関わっている専門家が寄ってもなかなか意見がまとまらない部分とある程度まとまる部分と、これが非常にはっきりしておりまして。恐らくこれは私の個人的な意見ですが、助言の中で意見が対立している問題こそこの改定の諮問委員会で一つの方向性を示していただく必要があるところだろうというふうに思っておりますので、要約の仕方の是非はともかくとして、意見がまとまっている点と見られるところと意見がどうやら合わないな、一致していないなという点の違いをぜひ見ていただきたいと思います。

ということで、今2番目のテーマということで、対象事業と情報公開についてご説明をいただきました。今の点につきましてコメントやご質問をいただきたいと思っておりますけれども、まずオンラインのTeamsでご参加の委員の皆様の中でご発言がございましたらサインを送ってください。

まず、鈴木委員、どうぞ。

○鈴木委員 ありがとうございます。

コメントは別途という話だったようなので、コメントというよりも確認、質問なのですけれども、先ほどモニタリングについての説明があったのですけれども、モニタリングについてガイドラインを見ても、今日のご説明を聞いても必ずしもクリアにわかりませんでした。JICAとして一体どういうモニタリングの方針を持っているのか、例えば道路なんかの場合に供用開始時にはほとんど影響というのは出てきませんけれども、それが5年経った後、10年経った後にいろいろ影響は出てくる可能性があります。そういった意味で、JICAとしてはこのモニタリングというのを一体どういう方針で、どのような形でこれまで実施をしてきたのかということについて、いま一つクリアに理解できなかったもので、ぜひご説明をいただけないだろうかと思っています。

それから、相手国との関係という意味で、このモニタリングはJICAが責任をもつモニタリングなのでしょうか。相手国が「うん」と言わなければモニタリングの結果を公開できないという考え方なのか、それともJICAが実施するものであれば本来公開は可能であるという理解をしているのか、その点について教えていただけたらと思います。

以上です。

○原嶋座長 ありがとうございます。

他にもちょっとご発言いただいた後にまとめて回答いただきます。

続いて、持田委員、ご発言をお願いします。

○持田委員 三井物産の持田です。聞こえていますでしょうか。

○原嶋座長 聞こえています。

○持田委員 一つ質問させてください。配付資料とご説明を伺って、情報公開に関する現行のJICAガイドラインの規定というページなんですけれども、私の理解ですと、相手国の環境当局による承認済みのEIAを公開してから環境レビューを行っているので、手続的に手戻り感あるいは混乱が生じていますと。ADB、世銀同様にドラフトのEIAを公開可とすればこの問題は解決できるという理解をしたんですが、正しいでしょうか。

以上です。

○原嶋座長 これも後ほど回答させていただきます。

他にTeamsでご参加の委員の皆様、ご質問等ございましたらサインを送ってください。

石田委員、お願いします。

○石田委員 すみません。ちょっと聞き逃したかもしれないんですけれども、公開プロセスとか柔軟化のコメント自体は4回目以降にすればいいということですか。

○原嶋座長 詳細なご提案であれば4回目以降で結構ですけれども、内容についての確認等ございましたら今日の段階でいただきたいと思います。

○石田委員 わかりました。

EIAの報告書については先ほどJICAさんのほうでご説明があったところではありますが、原則ドラフト版で対応していただくのがいいのではないかなと思っておりまして。それは相手国の政府のニーズもございましょうし、あと、開発効果については早く発現するのが望ましいということだと思いますので、環境社会配慮に支障が出ない範囲で迅速化していくのが大事だということかと思っています。世銀やADBもドラフトで基本的に対応しているということだと思いますのでということだと思います。

あと、公開期間についてなのですけれども、世銀やADBは120日、IFCは60日ということだと思っておりますので、ソブリンとノンソブリンという意味では案件のスピードが異なるということから、事業の性質とかグローバルスタンダードに沿って運用すべきだと思っております。

以上です。

○原嶋座長 ありがとうございます。

それでは、続いて近藤委員、ご発言いただけますか。お願いします。

○近藤委員 聞こえます。先ほどは大変失礼しました。

1点ご質問です。対象事業の関係で緑の気候基金、GCFに関するスライドがあると思うのですが、基本的に今の案件は準備中ということでガイドラインも適用する方向で調整中とあるのですが、逆に伺いたいのは、GCFの案件についてガイドラインを適用するに当たって問題というか、不都合となるような点というのは実際あるのかどうか。要するにガイドライン適用とする要否という話なので、そこに何か問題点、GCFが持っているポリシーとの関係とか何かあるようでしたら教えていただければ幸いです。

以上でございます。

○原嶋座長 ありがとうございます。

続きまして、黒木委員、お願いします。

○黒木委員 質問はドラフトEIAをもって120日という話がありましたけれども、ドラフトEIAというのは住民がプロジェクトに合意して、またラップに対しても基本的な用地取得方針に合意して、助言委員会が2回終わったらというのをドラフトEIAという意味で使われていますでしょうかという質問です。

以上です。

○原嶋座長 後ほどまとめて回答します。

会議室でご参加の委員に戻したいと思いますけれども、会議室でご参加の委員の皆様、ご質問等ございましたらお願いしたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

八木委員、どうぞ。

○八木委員 すみません。1点あります。協調融資のところでスライドに2018年10月にESFが施行されて以降、ESFに沿ったコモンアプローチの事例はいまだ確認されていませんとあります。これはレビュー調査の最終報告書の執筆段階時点と書いてあり、このレビュー調査というのは包括的な検討の前の時点です。そうすると、この助言の中にも短期間の動向の注視というようなことが入っているので、今後の議論に向けて常にそれ以降の動向のアップデートをしていただくと委員の皆さんも議論しやすいのかなと思いますので、お願いいたします。

○原嶋座長 ありがとうございます。

他、会議室でご参加の委員。

杉本委員、どうぞ。

○杉本委員 すみません。1点だけ先ほどのGCFのところのファクトの確認ですけれども、24ページのところで、GCFのところの受託事業についてガイドラインを適用する方向で調整中ということではあるのですが、逆にこれはGCFの先ほどの話に関連して適用しない可能性というのは、そのような事業というのは何らか想定されているのかどうかというのが1点。

もう一つは、そもそもAEとして認証されているときに恐らくAEの機関というのは何らかのセーフガードポリシーを持っていないといけないというのが前提になっていたと思うので、それは我々の理解としてはGCFの事業についてはガイドラインを適用するというのもってGCFから認証されていたのか、必ずしもそこまでの評価まではされていないなかったのか。もしその辺の経緯がわかれば教えてくださいというのが2点目です。後日でも結構です。

○原嶋座長 それでは、杉田委員が挙手されておりますので。杉田委員、聞こえますか。

○杉田委員 オンラインから出遅れまして、失礼いたしました。三菱商事の杉田でございます。

○原嶋座長 よろしく申し上げます。

○杉田委員 1点だけ確認させていただきたいんですけども、助言の6に記載があります「協調融資の場合、ガイドラインで求める要件は原則として満たすことが求められる」と1行ありますが、一方で別途配付いただいています助言案の検討の経緯の中にこの部分につきましては、「ただし、この点についてJICAからはガイドラインにて要件を省略する場合には、該当する点は助言委員会に事前に説明するとの表明がなされた」という背景が書いてあります。どういうケースでどういうことを念頭に置いてこれを省略するという話が出たのか、その辺を少しご説明いただきたいと思いません。よろしく申し上げます。

以上です。

○原嶋座長 ありがとうございます。

他にご発言ありましたら頂戴しますけれども。

それでは、8名の委員からご質問等いただいておりますので、順番にレスポンスをお願いしたいと思います。詳細についても今の段階で無理であれば、また後日、情報提供で申し上げます。

○加藤 一つ目のモニタリングにつきましては、審査部の環境社会配慮監理課長の小島よりまた追って私の発言の後に説明をさせていただきます。

続きまして、持田委員からいただきました情報公開についての理解というところでございます。情報公開、EIAの報告書を承認版からドラフト版に変更する意義ということで二つございます。一つはご指摘いただきましたように、レビュー調査では承認済みEIAを公開してからJICAの環境レビューを行う場合に、承認済みEIAにおいて不足があるとJICAとして考えた場合に、追加的な対応を相手と交渉して対応しております。それがドラフト版EIAの場合には早めに助言委員の助言も含めて相手国と協議することができて、承認済みのEIAにも反映される可能性があるというところのメリットはあるかなと考えております。

ただ、JICAの事業でもドラフトEIAは相手国制度に基づいてつくられるもので、その歩調を合わせるのには非常に難しいところがございますので、よく承認版のEIAが審査の過程で提出されてJICAとして審査をするケースも多くございます。その場合にもJICAとしての必要な環境社会配慮手続およびそれに基づく対策というものが承認済みのEIAに掲載されていなくても、追加的に合意するという運用は引き続き行っていきたいと考えております。

一方で、もう一つ、ドラフトEIAの公開の意義としてより強く私どもとして考えているところは迅速性のところでございます。このスライドでは記載がございませんけれども、包括的検討の場はその点を申し上げまして、助言のところで議論がなされたというところでございますが、ドラフト版のEIAで承認省庁に提出された内容というものは、ほぼ環境社会配慮の観点では網羅的に十分

な内容が検討されていて、それに基づくJICAの環境レビューおよび対外的な情報公開を行うことは、承認版と比較しても大きなリスクはないだろうとJICAとしては考えております。

一方で、相手国の制度に基づいて承認を得るプロセスに非常に時間がかかるケースもございますので、JICAとしては120日前の公開というのはドラフト版の省庁提出版の取り扱いでよろしいのではないかと考えているところでございます。

次に、石田委員からいただきましたご指摘のところ、ありがとうございます。私どもも世銀、ADBの公的セクターでの支援とIFCの民間セクターでの支援の公開期間の違い、そういったソブリン、ノンソブリンの違いをスピード感も踏まえて考えていくということは重要だと考えております。

続きまして、近藤委員からいただきましたGCFに関する点ということで、GCFについてガイドライン適用するに当たっての問題となる点、不都合となる点、そういったところでございます。小島の後に気候変動対策室からも補足があればさせていただきたいと思っておりますけれども、私どもの理解しているところでは、GCFでも独自のガイドライン、環境のセーフガードポリシーを持っておりまして、JICAとしては別の独自のガイドラインを持っているということで、今のところの検討としては、GCFのガイドラインも満たしつつJICAのガイドラインも満たすという二重のトラックになるというところが一つ課題としてございます。

続きまして、黒木委員からいただきましたドラフトEIAの定義でございます。この定義は、この諮問委員会でも議論をしてFAQ等で明確化されるべきものと考えておりますが、事務局としての提案は相手国の環境当局に提出された提出版、承認を得る前の提出版というものをドラフトEIAとして取り扱うという取り扱いがよろしいのではないかと考えております。

続きまして、八木委員からいただきました協調融資を含めて他の機関の動向の注視、アップデートは私どもも引き続き継続してまいりたいと思っております。このレビュー調査を取り纏めた2020年1月時点以降も複数回にわたって、世界銀行とも意見交換を行ったりして情報収集しておりますので、そういった内容も含めて諮問委員会での議論に生かしてまいりたいと思っております。

杉本委員からありましたGCFで認証されるに当たりGCFのセーフガードポリシーに照らしたJICAのガイドライン適用の取り扱いというところでございます。ここは気候変動対策室からそのときの認証に当たっての経緯等の補足がされればと思っておりますけれども、JICAのガイドラインを適用しない可能性というところがあるとすれば、GCFのセーフガードポリシーに基づく確認だけを行って十分として、JICAガイドラインに基づく確認はスキップするというのが一つ方法論としてあり得る選択肢かと思っております。

最後、杉田委員からいただきました協調融資においてガイドラインの要件を省略する場合には、助言委員会の場で説明をするというのはどういうケースがあり得るかということで、想定しますのは、やはりJICAの支援する協力事業においてガイドライン遵守ということを必ず行っていくわけですけれども、その中でガイドラインの一部をスキップする場合に、そのような特殊事例を取るのとはなぜかというところを助言委員会の場でご説明するというのを想定しております。

具体的には、これまでもガイドラインの中ではそのような規定がございまして、緊急案件の対応のときにそのような規定を設けております。緊急時の措置で環境社会配慮手続を実施する時間がないことが明らかな場合、これを早期の段階において助言委員会に報告し、その結果を公開すると。また、必要な場合は助言を求めるということを定めておりまして、同じような形でガイドライン規

定のうち仮にスキップする部分がある場合には、助言委員会の場で報告し、情報公開するということを想定しているものでございます。

以上です。

続いて、事務局、審査部環境社会配慮監理課、小島から説明をさせていただきます。

○原嶋座長 小島さん、お願いします。聞こえますか。

○小島 審査部の小島です。モニタリングについてお答えいたします。

有償資金協力についていうと、モニタリングの主体者は借入れ人ということになります。JICAとしては、審査時に合意した頻度に従ってモニタリングの報告書を受け取って、借入れ人が公開しているものについては公開すると。私たちとしては、できるだけ公開したいというのを伝えながらお話しするということになります。大体審査時に合意したものについては、実際工事が進んでいる間は四半期ごと、供用時については半年ごとに提出いただいて、事業完成後の2年後の事後評価までそのプロセスは続くというのが通常のパターンでございます。

以上です。

○原嶋座長 あと、気候変動室ですか。

○谷口 地球環境部気候変動対策室の谷口です。

近藤委員からお話ありましたGCFに関してですけれども、スライドの24のガイドラインを適用する方向で調整中という趣旨につきましても、私の理解では、環境社会配慮ガイドラインにおいては受託事業に関して適用するのかどうかということが現行のガイドラインでは明示的に書かれていないのですけれども、それをGCFに関しては適用する方向で供するという趣旨の記載と理解しております。

それから、杉本委員からお話ありましたJICAが認証機関へAccredited Entity、AEとして認証された際の議論ですけれども、基本的にはJICAに限らずですけれども、GCFの認証機関になりました場合には、その過程におきまして基本的にはAEのセーフガードポリシーを適用するというのがございます。他方でJICAもそうですけれども、いくつかの認証機関のセーフガードポリシーとGCFのセーフガードポリシーを突き比べたときに、GCF側のほうがより高い基準を求めているというようなものがございまして、そのような場合は先ほど加藤からも説明ありましたとおり、GCF側の基準が上回っている場合はそちらを適用するという趣旨でございます。

それから、そこを具体的に申し上げますと、例えば人権に関する配慮ですとか、あるいは苦情の処理のメカニズムといったところはJICAの環境社会配慮ガイドラインでも一定の記述はあると理解しておりますけれども、GCFのガイドラインのほうがより詳細に手続を求めているというような場合には、そちらで対応するという趣旨でございます。

ですので、環境社会配慮ガイドラインを適用しないことを想定しているのかということに関しては、基本的には想定しておらず、JICAの環境社会配慮ガイドラインを適用すると。さらに上回る部分についてはGCFのガイドラインを適用するということでございます。

以上です。

○原嶋座長 ありがとうございます。

今一通り8名の委員からのご質問等には一応対応できているかと思えます。また不明な点がありましたら、詳細はまた個別で対応させていただきます。一旦このテーマについては締めくくりと

させていただいて、次のテーマでございます。③番になりますけれども、国際基準と審査方法についてご説明をいただいた後、また質問等をお受けするようにさせていただきたいと思っております。

それでは、3番目のテーマにつきまして事務局から説明をお願いします。

○加藤 それでは、JICA審査部、加藤ですが、PDFの35ページ、スライド33からテーマ③についてご説明をさせていただきます。

国際基準、審査方法ということで、次のスライドに参りますけれども、一つ目の論点3.1につきましては、世銀の新しいセーフガードポリシーでは、カテゴリ分類の方法がこれまでのJICAと同じA、B、C、FIというものからリスクに基づくカテゴリ分類、High Risk、Substantial Risk、Moderate、Low、そういった分類になっているというところについての議論でございます。

そして、論点3.2、3.3というところは、JICAのガイドラインでは「世銀のセーフガードポリシーと大きな乖離がないことの確認」ということを書いてございますので、世銀のセーフガードポリシーでどのようなところが大きくフレームとして変わっているか、また、世銀グループの中でIBRD、IDAの公的セクター、また、IFCの民間セクターということでそれぞれのセーフガードポリシーがございまして、民間事業のときにそういった使い分けを行うのか、そういったところの議論、また、論点3.4のところでは、エンジニアリング・サービス借款の供与時の環境レビューのやり方、また最後、論点3.5のところでは、カテゴリの中でFIという金融仲介機関経由のサブプロジェクトの実施というものがございまして、これについて世界銀行も同じような枠組みを持っていて、独立のスタンダードをセーフガードポリシーの中でつくりましたので、それにも照らしてどのように取り扱うかというところでございます。

それでは、次のスライドに参りまして、論点3.1のカテゴリ分類のところでございます。JICAのカテゴリ分類はガイドラインの6ページにガイドライン2.2のところ規定がなされています。A、B、C、FIの4つの分類でございます。これは1ポツにございましており、世銀のこれまでのセーフガードポリシーでも同じように分類がされて、ある程度定性的にプロジェクトのタイプ、場所、また、影響の程度、脆弱性、そして、規模、そういったところを考慮されていたものがかなり今回の新しいポリシーでダイナミックに変更しております。

矢羽根が5つございましてけれども、特に最後の3つでございますけれども、相手国の環境社会配慮対応を行う実施機関の実施体制の能力またはこれまでの実績、成果を踏まえて、それをリスクに反映する。また、相手国の紛争とか治安、政治の安定性、そういったものもリスクとして考慮して、リスク分類に反映をしていくという大きな変更がなされております。

また、後段二つのポツでございますけれども、不可分一体について議論しております。後ほど不可分一体の整理はご説明をさせていただきたいと思っております。

次のページに参ります。

世銀のセーフガードポリシー上の構成がここで……すみません、次のスライドです。次の論点3.2、ESSとの世銀のセーフガードポリシーとの乖離がないということについての比較をレビュー調査で行った内容でございます。今出ているスライドが世銀のセーフガードポリシーの構成でございますが、ビジョンと、そして、彼らのポリシー、そして、それに基づくESSと呼ばれるスタンダード、これが10項目あるというところでございます。

次のスライドに参りまして、この10項目について新たにスタンダードとして特出しで別立ての章

としてつくられましたのが労働条件関係、そして、コミュニティの衛生・安全関係、そして、金融仲介機関に関する新しい章、また、ステークホルダーエンゲージメント・情報公開に関する章、そういったものが新しく別立てで立てられているというところでございます。

1番下のポツでございますが、JICAガイドライン上は世銀のセーフガードポリシーと大きな乖離がないことを確認するというふうにしておりますけれども、このセーフガードポリシーが新しく2018年10月に変わりましたので、そことどこまで平仄を合わせていくか、実際には今回のポリシー変更でかなり重厚に作成する文書の数も相当世銀の中では増えているというところで、どれだけ質を確保しつつ、一方で迅速性とかJICAの人員のキャパ、そういったものも踏まえながらやっていくかということが議論となっております。

続きまして、次のスライド、民間ビジネスの観点でのIFCのセーフガードポリシーもレビューをしておりますけれども、結論としましては、ここで網羅されている環境社会配慮項目に世界銀行のものとの大きな乖離はないというところでございます。また、3つ目のポツですけれども、民間の事業については赤道原則に照らして環境社会配慮確認を行っているケースが多いですけれども、そこにおいてもやはりIFCのパフォーマンススタンダードのほうが参照されているということもあって、民間連携事業においてのIFCのパフォーマンススタンダード、環境社会配慮ポリシーの参照というのは一定の妥当性があるのかなと考えております。

次のスライドでございますが、EHSガイドラインが言及されておりますが、これは世銀グループで採用している具体的、より技術的な環境基準の数値とか緩和策、取るべき技術、そういったものが、IFCとしても、また、世銀グループ、公的セクター側でも参照する共通のガイドラインとしてEHSガイドラインが採用されております。

こういった内容を踏まえまして議論を行いまして、次のスライドが助言の内容でございます。大きく二つ助言が出ております。

一つ目は環境カテゴリ分類に関する内容でございます。先ほどご説明申し上げたように、世銀の新しいリスク分類と同じように相手の治安とか実施段階の実施機関の環境社会配慮の対策の実施能力、そういったダイナミックなものを案件形成の最初の段階のカテゴリ分類で考慮していくというのは、実現可能性にも課題があるろうということで、包括的検討の場では現行のカテゴリ分類の枠組みをあえて変更する意義は見出せないという助言をいただいております。

また、二つ目の助言につきましては、世銀のセーフガードポリシーと乖離がないというところをどのように取り扱うかというところで、相手国に求める要件として世銀のセーフガードポリシーまたはIFCのパフォーマンススタンダード、セーフガードポリシーを一律に適用するのではなくて、どちらかを状況に応じて適応していくのが適切だという助言をいただいております。それらの内容についても、実際には世銀やIFCで求める内容と同等の環境社会配慮の「質」を確保できる内容を柔軟に検討、採用していくと。この文書を作れというように世銀のセーフガードポリシーで言われれば、全てを一律にJICAガイドラインでも求めるということではない、という助言をいただいております。

続きまして、論点3.4としましてエンジニアリング・サービス借款についての規定でございます。これはJICA特有の取り扱いと申しますか、ガイドライン上の取り扱いの規定がなされております。具体的には、ガイドラインの13ページに3-2-1の(5)にエンジニアリング・サービス借款の取り扱

いが記載されています。ここでの規定は環境レビューをどこの段階でやるかということで、本来であればこのエンジニアリング・サービス借款を供与する前の段階で環境レビューを実施するというのが通常のプロセスですけれども、「ただし」と記載がされておりまして、このE/S借款の中もしくはは並行して必要な環境社会配慮調査を実施する場合には、プロジェクトの本体借款を供与する段階の環境レビューで環境社会配慮の要件を満たすことを確認する、これを可とするということで、その場合にはE/S借款の前の環境レビューをスキップすることができるという規定でございます。

今のスライド41に書いてございますとおり、これまでの運用をレビュー調査でも確認いたしました。100案件中4案件、E/S借款でございましたけれども、実際にはE/S借款の供与決定時には環境レビューは完了せず、本体借款のところで環境レビューをするという取り扱いを行っております。実際まさにガイドラインに規定のとおりE/S借款の一部として環境社会配慮業務が入れられて、その内容の結果を受けて本体借款の段階で環境レビューするという取り扱いでございました。

最後のポツに追加調査アイテムということで、レビュー調査の途中で助言委員の皆様からご指摘を受けて反映した内容でございますけれども、NGOの皆様からエンジニアリング・サービス借款期間中における環境社会面の影響の発生のご指摘がされています。本来であればE/S借款は詳細設計といった現場での土地の改変が起こらない事案でございますけれども、そのE/S借款供与がされて実際の調査作業が行われているところで、例えば相手国政府がアクセス道路等の建設のための用地取得に入ってしまうとか、そういった例外的な事象が生じていることが指摘をされて、そこを踏まえてどのように取り扱うかということが包括的検討で議論されたということになります。

そして、最後、次のスライドに参りまして、論点3.5、Financial Intermediaries、金融仲介者経由のプロジェクトの場合の取り扱いということで、ガイドラインでも13ページにFIの案件の取り扱いが書いてございます。基本的に扱いは世銀の新しいセーフガードポリシーとも変わらないのですが、二つ目のポツに少し世銀では踏み込んだ取扱いがございまして、リスクが小さいもしくは影響がほとんど発生しないサブプロジェクトについては相手国内法を適用すると明記がされている。従って、これと平仄を合わせるとすると、JICAガイドラインの適用までは求めずに相手国内法さえ満たせば良いですよという意味合いがあるというところで、どこまでやっていくかというところでございます。

通常、金融機関経由のサブプロジェクト、融資が金融仲介者からなされるまでは個別のサブプロジェクトの特定ができないので、3ポツ、4ポツのようにESMSという形で相手の金融仲介者の環境社会配慮手続、体制を確認するというのが環境レビュー段階で行っているということで、これは国際機関でやっているのと同じプラクティスをJICAとしてもやっているものでございます。

こういった内容を踏まえた包括的検討の最後の助言について、次のスライドでご説明をさせていただきます。

一つ目はE/S借款についてでございます。E/S借款につきましては、例外的にE/S借款期間中に用地取得等の実施が予見される場合には、その影響に限定してガイドラインに基づく検討をすべきということでございます。

そして、二つ目の助言4のところは金融仲介機能のところでございますが、ここではガイドラインの現行の規定をそのまま維持するというのが適切だけれども、カテゴリB、カテゴリCのサブプロジェクトの取り扱いについて明確に記載がないので、そこは明記したほうが良いのではないかと

いうご助言をいただいております。

以上、事務局からの説明でした。

○原嶋座長 説明どうもありがとうございました。

それでは、今論点としては5つございましたけれども、ご説明いただきました。まず、Teamsでご参加の委員の中でご発言ございましたら挙手をお願いします。

鈴木委員 鈴木委員、聞こえますか。どうぞご発言ください。

○鈴木委員 先ほどの助言1のところで世銀と同等のリスク分類手法の導入には実現可能性に課題があるとの説明でしたが、現行のカテゴリ分類をあえて変更する意義は見出せないということについてもう少し詳しく、なぜ世銀の手法が実現可能性に問題があるのか教えていただきたいと思えます。世銀自体も試行錯誤かもしれないけれども、いろいろやっているんだろうと思うのですけれども、どこに大きな難点があるのか、そして、世銀が変えたことに対してあえて変更する意義がないということについて、もう少し詳しく説明していただけたらと思って発言をいたしました。

○原嶋座長 ありがとうございました。後ほどレスポンスします。

他にTeamsでご参加の委員の皆様、ご発言ございましたら挙手をお願いします。

続きまして、会議室でご参加の委員の皆様、ご発言ありましたらどうぞ。

では、八木委員からご発言いただきます。

○八木委員 すみません。

1点確認をさせてください。助言3のところですが、エンジニアリング借款のところですが、「例外的にエンジニアリング借款期間中に用地取得等の実施が予見される場合には」とあります。通常エンジニアリング借款は調査とか設計ということが普通だと思うのですけれども、そうすると、予定をしている場所の対象というのが日本の借款で対象とするところでは、用地取得や悪影響が及ぶということが想定できるのだったら、ガイドラインの要件が満たされているか確認するということだと思うのですけれども、ここで言っている用地取得等の実施が予見をされるあるいは発生し得る環境や社会への望ましくない影響について、その影響というのは地理的なスコープというかエリアの範囲はどう考えたらよいのか。

エンジニアリング借款の対象となっているものあるいはその後に想定されるプロジェクトのエリア、そこに限定をされるのか、それともその周辺まで、その周辺までということになると、どこまでというような議論というのは、助言委員会の包括的な検討の中であつたのでしょうか。教えてください。

○原嶋座長 ありがとうございました。

他に会議室でご参加の委員の皆様、ご発言ございましたらお願いしたいと思えます。よろしいでしょうか。

杉本委員、お願いします。

○杉本委員 今のご指摘の対象に関連して確認なのですが、先ほどのE/S借款のところで環境社会配慮ということではあるのですが、主に想定されるものというのは強制移転の話であって、用地取得そのもので何らかの環境影響を及ぼすということなのではないのでしょうか。現実に影響が及ぼされるところを想定しているということではないと理解はしていたのですけれども、そういう理解でいいのか、それとも環境影響についても取得時点で何らかの影響が及ぼし得ると想定されてい

るのかどうかというところだけお伺いできればと思っています。

○原嶋座長 よろしいでしょうか。

それでは、今3名の委員からご質問等いただいておりますので、事務局からまとめてレスポンスをお願いしたいと思います。

○加藤 JICA審査部、加藤です。

後半のエンジニアリング・サービス借款については企画部から回答させていただきたいと思いません。

一つ目の鈴木委員からいただきました世銀と同等のリスク分類の実現可能性に課題があるもの、どういったところかというところでございます。いま一度、先ほどのスライドの35、PDFでいくと37ページに戻ればと思いますけれども、そこに矢羽根として5項目書いてございます。通常の案件形成のカテゴリ分類は、案件形成を行う1番上流の段階で、要請が来た時点で行うという形になっております。その段階ではある程度情報が限定的で、その定性的な情報に基づいてカテゴリ分類を行っているというのがJICAのこれまでの対応でございます。したがって、ここの5つの矢羽根でいいますと、最初の一つ目のプロジェクトのタイプ、また、例えば発電所の規模とかそういったもの、そして、場所、また、影響の脆弱性、地域として生態系の多様な地域であるかとかそういったところの情報を得て、また、想定される環境社会リスクの影響の性質と規模、そういったところの範囲まである程度定性的に情報を集めながらカテゴリ分類を行っていることとなります。

一方で、世銀の場合にはさらにそこからこれまでの案件で集積された情報に基づいてということだと思いますが、相手の実施機関が環境の問題に対応する管理能力の評価、そういったものが入っています。そして、また1番最後のところでは相手国の紛争のリスクとか治安の問題でステークホルダーを巻き込める程度に影響するとか、そういったかなり広範な政治・社会リスクも考慮したうえでリスク分類ということになります。

JICAとしての案件への供与検討もしくは国の審査というところでは、そういった側面も含まれてくると思いますけれども、こと環境社会配慮の検討段階、そして、カテゴリ分類の段階でそういったものを都度考慮するかということ、そこは現実的ではないのかなというところが包括的検討の場でもJICAからもご説明をし、助言委員の皆様とも議論をしたところでございます。従って、ある程度定性的なカテゴリでやるということが良いのではないかと、また、議論の場では、相手国政府も今までのカテゴリ分類のやり方でこの10年習熟をしてきているので、受け入れられやすい考え方ではないかというように議論がなされております。

それでは、エンジニアリング・サービス借款につきましては企画部からお願いします。

○工藤 企画部業務企画二課の工藤と申します。

E/S借款について回答させていただきます。八木委員がおっしゃったとおり、E/S借款については調査・設計の業務を主とするのがまさにそのとおりでございます。他方で、例外的に環境への望ましくない影響が発生したということも特定案件で生じたということでございます。これについてはプロジェクトのエリアに限定するのか、その周辺まで拡大するのかということですが、包括的検討は具体的にそこまで議論が及んでおりません。というのは、極めて例外的に用地取得等に伴う問題が発生したということで、それを広げてこの場合にはどうするということまで深掘りして議論をしたということではございません。あくまでE/S借款というのは調査・設計が主だと。他方

で、例外的に悪影響が生じたこともこれまた事実である。なので、仮に今後そういうことが想定される場合には、環境への望ましくない影響について何らか検討すべきではないかというご助言だと理解しております。

杉本委員からいただきました用地取得もしくは強制移転のほうの主ではないかということでございますけれども、主には強制移転の住民移転のほうも関わってきますけれども、用地取得についてガイドラインで定める補償が十分でない場合などにもこれは関係してくるのかなと考えております。

説明は以上です。

○原嶋座長 では、加藤さん、補足をお願いします。

○加藤 もう1点、審査部の加藤ですが、環境社会配慮面の観点で申し上げますと、八木委員からご質問のありましたプロジェクトのエリア周辺までどこまで議論するかというところは、非常に環境社会配慮の分析と関係をしておりまして、プロジェクトの規模やスペックが決まってきたものに基づいて、その大気へ排出される影響、水質で影響が出る範囲、そういったものが決まっていますので、その審査というのは今のガイドライン上は本体借款の環境レビューのときに網羅的に分析を行うという取り扱いの位置づけになっているのかなと思っております。

従って、こういったE/S借款段階での例外的に生じるものの分析というのは、土地の改変が起こる部分に限定をして環境社会配慮の分析を行うというのが適当ではないかと考えるところでございます。

あと、杉本委員からご質問があった点で環境社会配慮面での補足と申しますと、用地取得に伴って仮にその地域が森林地帯で伐採等が生じたり、実際のそういった土地の改変が起こりますと、社会的な側面の補償に加え、そういった森林伐採に伴う環境面の影響も考慮せざるを得ないのかなと考える次第です。

以上です。

○原嶋座長 もし補足がありましたら、杉本委員、どうぞ。

○杉本委員 すみません。そうしますと、用地取得というのは権利の取得だけではなくて、整地作業までを含むものとして行われる場合があると、そういう理解ということなのですか。森林とかそういうところも含めて伐採、整地作業までE/S借款中に行われることがあるということで、通常くわ入れ以降というか、何らかの事業開始というのがその後本体のほうかなと理解したのですけれども、E/S借款中にそういうところまで行い得ると、そういう理解ということによろしいのでしょうか。

○工藤 基本的には調査・設計が主ということが繰り返しの点ではあるのですけれども、基本的には何らかの工事を伴うものですかは基本的に想定していないと。他方で、ある案件において例外的に発生してしまったということで、例外的に発生してしまったけれども、それを今後つくるガイドラインでは何らか読めるようにすべきではないかというご意見がございまして、このような助言があったと理解しております。

○原嶋座長 よろしいでしょうか。

それでは、一応一通り対応していただきまして、あと一つ残しておりますけれども、会議室のほうはちょっと換気の必要がございますので、ここで5分ほど休ませていただきまして、その後、もう一つテーマがございます。最後に全体を通してまたご質問など承りますので、ぜひご準備をお願い

いしたいと思いますので、ここでは一応5分ほど休憩させていただきますので、目処としては25分あたりを再開ということとさせていただきます。

では、休憩させていただきます。

午後4時21分休憩

午後4時27分再開

○原嶋座長 それでは、再開をさせていただきたいと思います。

この後、もう一つのテーマがございます。その後、そのテーマについてのご質問等承りますけれども、併せてそれ以前のテーマについてもし確認したい点がありましたら承りたいと思いますので、ぜひご準備をお願いしたいと思います。時間の制約もがございますので、ご発言はできるだけコンパクトにお願い申し上げます。

それでは、4番目になりますけれども、環境社会影響評価と代替案の検討についてのご説明を事務局からいただきます。よろしく申し上げます。

○加藤 JICA審査部、加藤です。

テーマ④環境社会影響評価、代替案検討、スライド44、PDFページで46ページからご説明をさせていただきます。

ここでの論点は次のスライドでございますけれども、6点挙げられております。最初の4点が環境社会影響評価の範囲に関する議論でございます。これは世銀のESS1のスタンダードのところで大きくフレームワークが作成されておりますけれども、それとの比較での検討でございます。そして、4.5、4.6については技術的ですが、費用便益の定量化のお話およびそれに基づく代替案検討についてでございます。

それでは、次のスライドに参りまして、論点4.1のところでございます。

環境社会影響評価のフレームワークでございますが、世銀の新しいセーフガードポリシーでは大きく二つのフレームが用意されております。一つは環境社会影響評価報告書、ESIAを作成して網羅的に環境社会項目をカバーするというものでございます。加えて②でございますが、環境社会履行計画、Environmental and social commitment plan、ESCPの作成と合意ということで、このESCPがスライドの下に書いてありますような、こういったタイムフレームでこういったアクションを取りますというのが簡単に書かれているもので、これが融資契約ともリンクをするという世銀のフレームワークになっております。

次のスライドに参りまして、論点4.2、ESIA、環境社会影響評価報告書の構成要素についてでございます。

JICAのレビュー調査では、JICAの現行のガイドラインに基づいてEIAでガイドラインに記載の必要な項目がきちんと含まれているかということも調査をしております、これは全ての項目を確認済みで、そうした対応する体制が取れているということは確認できております。そして、その下にESS1で通常網羅されるべき項目というのがESIAについて書いてございます。これは大方JICAで示す内容と類似をしておりますけれども、追加的に世銀のセーフガードポリシーではつくるべき文書みたいなものが別途規定をされておりますので、それをどのように対応するかというところは包括的検討で議論になったところでございます。

続いて、論点4.3でございます。これは相手国の環境社会配慮フレームワーク、相手の環境当局

の環境関係の国内法に基づく運用体制について、これを活用していくというものでございます。

世銀は相手国の環境社会配慮フレームワークをレビューして、それがセーフガードポリシーに照らしても適切になされると判断した場合に相手のフレームワークを活用するということも可であるというポリシー、相手国の能力向上を推進する側面もあると考えますけれども、そういった内容が含まれております。

続きまして、技術的な話が続きますけれども、論点4.4でございます。

ここは派生的・二次的影響、また、累積的影響、不可分一体事業、そういったものについて世銀での取り扱いも踏まえながら、どういった範囲で環境社会配慮をしていくべきかというところの議論がされたものでございます。このスライドは、JICAではどのように対応しているかというものでございます。JICAのガイドラインでは、FAQに詳しく不可分一体事業、派生的・二次的影響、累積的影響を規定しております、ここに書いてあるような内容になっております。

今後の議論のために少し定義についてご説明しますと、不可分一体事業については、その事業がなければJICAの協力を行う対象の事業がない、また、JICAの協力を行う事業がなければその関連する事業もない、そういった関連事業を不可分一体事業としております。その場合にJICAは合理的な範囲で想定される環境社会影響を配慮するということを規定しております。実施機関も異なる関連事業というものもございまして、「合理的な範囲」というような規定がされているというところでございます。

また、派生的・二次的影響というもの、これは間接的影響ですが、協力する事業に起因して今は計画されていないけれども、この事業が実施されれば、それに続いてこういった事業が予測可能な範囲で開発されるということが想定される場合に、予測可能な開発に基づく影響というものを環境社会配慮影響で考慮していくべしというところの観点でございます。

そして、累積的影響、これについてはプロジェクトの周辺で具体的に計画される開発、そういったものから出てくる影響も踏まえて追加的な影響の累積を全体として捉えていくという観点でございます。例えば道路事業で周辺の住宅、商業施設の集積というものが起こった場合に、そういったものの影響も含めて配慮をするという事例があるというものでございます。

引き続き、次のページの事例の紹介でございます。派生的・二次的影響についてイメージが湧きにくいと思えますけれども、例えば道路案件で整備されると、その周りの商店、家屋が増加するということが予測されるということで、その予測される廃棄物の減量化または生活排水の対応のための水質汚濁対策、そういったものを取るというのが派生的・二次的影響への配慮ということになります。また、発電所の案件であれば、それに伴って道路が整備される、そういったもの、これは正の影響ですので、環境ガイドラインの負の影響の観点からは特に考慮していないものですが、そういった影響も生じ得るというものです。

累積的影響の場合には、影響が複数重なるということで、発電プロジェクトと既設の発電所、そういったものが煙突から出る大気汚染物質もしくは排水、そういったものが複合的に積み重なった影響を配慮するというものでございます。

国際機関の対応に目を転じますと、次のスライドでございます。派生的・二次的影響について、JICAの対応とほぼ同水準でございます。世銀は予測可能な影響を対象として、誘発される影響については対象外としております。ADBは早い段階でそういった間接的・累積的影響、また、この事業

によって誘引されて生じる影響を特定して配慮すると。IFCについては、計画されていないが予測可能な開発による影響を派生的・二次的影響として取り扱っております。

また、引き続き次のスライドですが、累積的影響の取り扱いということで、世銀の場合も合理的に予測できる影響について考慮するというので、それについて影響を受けるものの懸念事項を反映させていくということになっております。ADBにつきましても、アセスメント実施段階において計画されているその他の開発に伴って生じる累積的影響を考慮する形になっております。IFCも直接的に影響を受ける地域での追加的影響の累積を考慮する形になっております。

続きまして、JICAの不可分一体事例の整理ということで、これは先ほどご説明したものと大きく変わりませんが、不可分一体事業で考えられるのは、例えば協調融資の道路案件で、ここまではJICA事業、そして、そこから先のある一定区間までが国際機関の区間事業、そういったものもありますし、地熱案件で発電する部分はJICA支援ですけれども、自国負担分で蒸気を出す掘削井の事業部分が不可分一体事業と整理されていたものもございます。

また、次のページでございますけれども、不可分一体事業の場合の国際機関の対応ということで、世銀がより範囲を明確にしておりますが、1ポツの最後の「また」というところでございますが、不可分一体事業は「借入れ人が管理権限や影響力を及ぼし得る範囲内のみ」でESSを満たすことが求められる、セーフガードポリシーを満たすことが求められるというような書きぶりで範囲を限定しております。ADB、IFCは特段そういった範囲の限定は、ポリシー上はされておられません。

こういった内容も踏まえまして、助言の内容でございます。次のスライドでございます。

アセス手法の全体のフレームワークにつきましては、先ほどご説明をしましたESCP、環境社会配慮の履行計画について新しく導入をして、世銀でもセーフガードポリシー上運用していますので、その運用の動向を含めて情報収集を行うことという助言をいただいているのとともに、また、二つ目ですけれども、ESCPが公開をされていることも踏まえて、見える化する工夫をすべきというご意見もいただきましたし、ただ一方で、JICAとしても公開されているEIA、RAPにやるべき環境社会対応策、緩和策を盛り込んでいる、また、そこに盛り込まれない内容も審査の段階で相手国と協議をして、合意をしているということもありますので、そういった既存の運用で代替できるものであれば、そういったものを活用していくのでよいのではないかとご意見もいただいております。

また、3ポツですけれども、アセスメント手法についてガイドラインの関係を整理して、必要に応じて改定のために検討課題に加えるということで、世銀でのAnnex 1.に記載されているアセスメント手法を網羅的に書いてあるところについて、ガイドラインでどこまで網羅されているかということは精緻に整理をしたほうが良いのではないかとご助言をいただいております。

最後、相手国のフレームワークの視点で2点いただいております。二つとも相手国の環境社会配慮のフレームワークを活用するということが進んでいくようにJICAとしても支援をしていくべきではないかとご助言をいただいております。また、最後のポツでは、JICAガイドラインで求める内容との比較検討を行って、足りない部分は必要な支援を行っていくべきというようなご助言をいただいております。

続きまして、次のページでございますけれども、不可分一体事業、また、派生的・二次的影響については広く議論がございました。

不可分一体事業については、やはりガイドライン水準を満たしていない場合には、同水準の確保を最大限働きかけるべきであるということが助言として出されております。一方で、不可分一体

事業の定義というものがガイドラインでは限定的な記載で、FAQに詳しく書いてございますけれども、JICAガイドラインにそういったFAQの記載をある程度盛り込んでいくということを検討すべきというご意見をいただいております。

また、3点目、ここは多くの委員から懸念が示されたところですがけれども、不可分一体事業の影響、また、派生的二次的影響、また、累積的影響、その範囲については見過ごす可能性のある影響があり得るのではないかとということで、それを合理的・包括的に配慮を検討すべきというご意見があったというものでございます。

最後の論点でございます。費用便益の定量化、論点4.5でございます。次のスライドに参りまして、費用便益の定量化手法について、JICA、世銀、ADB、IFCの取り扱いを記載してございます。JICAの今のガイドライン上は、定量とせよということは明示的に求められておりません。一方で、世銀では定量化を可能な範囲で行うということが言及されておまして、特に今回のテーマ①でも議論にありましたGHG排出増減、そういったものはある程度費用便益を計上していくということがGNのガイダンスノートでも推奨がされているものでございます。

一方で、ADBにおいては定量化は特段規定されておりません。ただ、実際の経済分析においては、GHG排出増減については計上しているというプラクティスでございます。IFCでは特段定量化の規定はございません。

引き続き、費用定量化の部分の継続でございます。JICAでどのようにやっているかというのが次のページでございます。

一つ目は環境社会配慮便益の定量化評価についてどのようにJICAで対応しているかということで、実際に過去の案件についてレビュー調査で調べましたところ、用地取得費用とか環境管理計画に係る予算とかモニタリングに係る予算とか、そういった費用は定量的評価が行われております。一方で、気候変動に関するGHG排出量については、排出量の差分を正のインパクトとして計上し、削減量等の計算がされている例がございます。また、環境社会配慮の費用便益について次のポツですけれども、90案件中44件についてEIRRの計算に環境社会配慮費用便益が組み込まれていたというものでございます。残り45件は特段EIRR算出を行う必要のない案件でございます。

次のページは、GHG排出量に絞った費用便益の計上の状況でございます。

レビュー調査で取り上げられたJICA案件でGHG排出量については、EIRR計算のところで排出量の差分を計上しているケースがございます。特にGHG排出量の多い大規模発電事業でございます。次のポツにありますとおり、ナボイの発電所近代化事業では、老朽化した火力の既存設備から出てくるものと高効率のコンバインドサイクル発電所との比較のところで、GHG排出削減量が便益に計上されております。また、別の例ではイランの案件、これはGHG排出量が費用にも計上されているものがございます。

続きまして、次のスライドで論点4.6、代替案のところのご説明でございます。

国際機関のプラクティスが次のスライドに記載されております。上流段階の戦略的アセスメント段階、EIAの段階、そういったところで包括的に事業を実施しない案も含めて検討するというのが基本的に世銀、ADB、IFCでも記載がされております。

次のページは日本の取り組みですがけれども、世銀、ADB等と少し違うところということで、当該事業を実施しない案の中にゼロオプションというものが日本のアセス法においては盛り込まれてお

ります。これは何かというと、同じ事業目的が達成可能で、環境影響評価法の対象事業種の事業を実施しない別の事業で達成できるものということを経験として検討するというプラクティスが導入されております。

そういったものも踏まえて、次のページですけれども、プロジェクトを実施しない案というところをどのように考えているかというところを書いてございます。世銀のプロジェクトでは、without projectということでこのプロジェクトを実施しない案というのが検討されていますけれども、日本のような当該プロジェクト以外の別の方法でやるというところまでは考慮されていない、ADBでも同じでございます。JICAガイドライン上は今のところゼロオプションというものは明記されておられません。

助言の概要でございますけれども、次のスライドですが、大きく最初の二つが費用便益に関するもの、そして、後半の3つが代替案に関するものでございます。費用便益の定量化については、これまでの代替分析で実施しているとおりの検討が基本というところで、現状維持というところでございます。併せてインフラセクターごとの便益分析について標準的なアプローチを標準化ということが望ましいというように助言が出ております。

二つ目のところですが、環境社会配慮と経済効率性の調和ができるような費用対効果分析の明示ができるようにすべしであるというご助言をいただいております。

そして、代替案のところですが、一つはゼロオプションの議論がございました。ゼロオプションについては、JICAが上流段階から支援を行う場合に、ゼロオプションを含めた幅広い視点に立った代替案の検討を行うことというのが助言案で盛り込まれております。一方で、プロジェクトを実施しない案というのは従来どおり代替案検討で含めていくべしというところが助言として挙げられております。全体として現状のガイドラインでのプラクティスを維持というところが改めて確認されたというところがございます。

事務局からの説明は以上です。

○原嶋座長 どうもご説明ありがとうございました。

それでは、今4番目のテーマについてご説明をいただきました。このテーマに関わるご質問等を承りたいと思います。併せて、以前のテーマに遡ってぜひ確認したい点がございましたらご発言をいただきたいと思います。

まず、Teamsでご参加の委員の皆様からご発言をいただきたいと思います。とりわけこれまで織田委員、木口委員、日比委員、山谷委員からご発言いただいておりますので、何かございましたら遠慮なく挙手をいただきたいと思いますが、それ以外の皆様もご発言がありましたら挙手をお願いいたします。

それでは、まず日比委員、聞こえますか。

○日比委員 聞こえます。

○原嶋座長 ご発言をお願いします。

○日比委員 ありがとうございます。

これまでのところは特になかったのですが、今回のテーマ④の中で一つ質問させていただければと思います。論点4.5の中でスライド番号59です。GHG排出量の費用便益の計上というところで、特に2ポツ目ですかね、ナボイの火力発電所の件というのは、老朽化した発電所の更新とい

うことで、排出削減量を便益に計上したというふうに書いてありまして、それ自体は削減量自体が便益になるということは理解いたしますが、一方で排出も続くということで、ここはそれまでも既にその発電所は排出をしたのであるから、更新後の排出している排出量というのは追加的に社会に経済的な費用をもたらしていないという理解の下で費用の計算はしていないというような整理だったのかなというのを確認させていただければと思います。

つまり排出自体が社会にとって費用が本当にゼロなのかというのは、また別の議論としてあるのかなと思ったので、ここで排出のほうの費用を経済換算しなかった際の整理というのを教えていただければと思います。

以上です。

○原嶋座長 ありがとうございます。

まずはまとめて少しご発言をいただいた後にまとめてレスポンスいただきますので、続きまして、黒木委員、聞こえますか。

○黒木委員 私から質問なんですけれども、ゼロオプションのところに関連して、代替案の検討というのはGHGの定量化というところも述べられていたように、マスタープランとかF/Sの段階とか各段階によって検討する幅が違うと思いますので、そういった考え方は同じということでしょうか。

具体的に言うと、F/S段階で例えば道路の専門家が集められて、道路がいいか鉄道がいいかというようなその時点での代替案の検討は、道路関連のスペシャリストが集められたF/Sのメンバーになっているので難しいと思いますので、ちょっと事例を交えて今確認のために質問させていただきました。

以上です。

○原嶋座長 ありがとうございます。

続きまして、近藤委員、どうぞご発言をお願いします。

○近藤委員 今発表いただいた点じゃなくて、ちょっとすみません、理念のほうに戻ってしまうんですけども、確認の質問をさせていただきます。これまで包括的な検討というのを今年の年初から始められていたと思うんですが、この過程で今まさに足元で起きている新型コロナの話とか、あるいはグリーンリカバリーといった話、こういった点についての議論というのはあったのでしょうか。また、今後このガイドラインの改定の議論を進めていくうえで、こういった要素も考慮していくお考えがあるかどうかということをお教えいただければと思います。

以上です。

○原嶋座長 ありがとうございます。後ほどまとめてレスポンスさせていただきます。

他でTeamsでご参加の委員の皆様、ご発言がございましたら挙手をお願いします。

三宅委員、お願いします。

○原嶋座長 ご発言をお願いします。

○三宅委員 全般的なことへの質問なんですけれども、今までお聞きした中で、この助言の中でこういったことについての検討が必要である、こういった配慮が必要であるというそれぞれ追加的にいろいろ必要であるという助言もあったわけですが、その助言を現実的に考えていく際に、それを検討するための手法が既に一定の評価のある手法が確立されているかどうかは、この諮問委員会で

はあまり考えなくていいということでしょうか。それとも、いや、なかなか現実的には難しいですよ。理念としてはもちろんそのとおりなのですが、現実的にもちょっと難しいかなということは発言してよろしいものでしょうか、今後。それについて伺います。

○原嶋座長 多分発言していいと思いますけれども、後ほどまとめて回答させていただきます。ありがとうございました。

他に。持田委員ですね。持田委員、ご発言をお願いします。

○持田委員 基本的な質問で申しわけないんですが、代替案の項目でゼロオプションをADB、世銀がプロジェクトを実施しない案に含めていないという状況で、4.6の論点にゼロオプションを含めることの要否ということが論点になった背景というのは、国内の指針にこのゼロオプションが含まれているからということが理由になっているという理解で正しいでしょうか。

以上です。

○原嶋座長 多分正しいと思いますけれども、まとめて後から回答させていただきます。

山谷委員、聞こえますか。

○山谷委員 聞こえます。

○原嶋座長 では、ご発言をお願いします。

○山谷委員 1点だけ質問です。評価の専門家の質問なのですが、非常にガイドラインはいろんな助言とか提案とかあるのですが、非常に詳しく行われているのですが、これは改定を今度するとき今までのガイドラインにあったもので、もう時代遅れだとか使わないとかになって、それをリストラクチャリングというのですか、なくするという方向はあるのでしょうかというそれを1点伺いたいです。

以上です。

○原嶋座長 ありがとうございました。まとめてお答えするようにいたします。

続きまして、鈴木委員、聞こえますか。

○鈴木委員 ありがとうございます。

○原嶋座長 どうぞご発言をお願いします。

○鈴木委員 1点質問と1点コメント的なものがあります。

質問は、例えば環境社会配慮ガイドラインの32ページでモニタリングを行う項目という環境影響の審査項目というのが上がっていますけれども、これを見直すというふうな議論というのはなされているのでしょうか。今までそういった議論は、今日のところまでは出ていなかったと思うのですが、その点について見直さなければいけない部分はあるのではないかなと思っているのですが、議論がなされたどうかというのが1点です。

それからもう1点、これはコメント的なものですが、例えば費用便益の話とかゼロオプションの話というのは、本来であれば環境社会配慮として議論するというよりも、そもそもプロジェクトのアプレイザルのためのF/Sとかプロジェクト形成そのものの中で実施されるべきものではないかなというふうに世銀でプロジェクトを扱ったときに考えていたのですが、そういった面が一方でありながら、今度は異議申立手続にこの4年間関わっていた立場からすると、本来環境社会配慮のところで議論するものでなくてもやっぱり環境社会配慮のほうでも説明をするというプロセスが必要かもしれないなと思っています。必ずしも今日論点になったものが全て環境社会配慮の

中で中心的にやるべきものではないものがあるかなとは思いますが、だからといって説明をしなくていいということにはならないのではないかなと思ったので、その点についてのもしご見解があれば教えてほしいと思いました。

○原嶋座長 2点承りましたので、後ほどまとめて対応します。

他にTeamsでご参加の委員の皆様、ご発言ありましたら遠慮なく挙手ください。よろしいでしょうか。大丈夫ですか。

それでは、続きまして、会議室でご参加の委員の皆様からご質問等承りますけれども、遠慮なくいただければ。よろしいですか。

それでは、今まで7名の委員の皆様からご質問等いただいておりますけれども、他にございますでしょうか。あと、傍聴室のほうでご参加の方々に、もしどうしてもここでということであれば今承りますけれども、傍聴者としてご参加の方々の中でご発言を希望されている方がいらっしゃいましたら承りますけれども、サインを送ってください。よろしいですか。

それでは、とりあえず今7名の委員から今の最後の4番目のテーマと合わせて近藤委員からは理念の問題、あと、鈴木委員からはちょっと遡りまして、モニタリング等の問題についてご質問ありましたので、順番にレスポンスをお願いしてよろしいでしょうか。

では、お願いします。

○加藤 JICA審査部、加藤です。

最初の日比委員からいただきましたナボイの事例も挙げた排出量の費用の換算のところは、後ほど企画部から回答させていただきます。

黒木委員からいただきましたゼロオプションの検討の幅がマスタープランとF/S等で検討の幅が異なるのではないかとということで、包括的検討の場でもまさにそのような議論がなされまして、必ずしも全ての案件で検討するものではないと考えられるということもまさに明示をされておりました。ゼロオプションを考えるかという点で、まさにおっしゃったとおり道路の個別案件に絞られたところで、改めて道路と鉄道を検討するのかということも現実的ではないかなということも、助言においても、上流段階から支援を行う場合にゼロオプションに該当するような幅広い視点に立った代替案検討を行うというような助言がなされたということで、より上流でそういった検討ができる場合に考慮に入れていくという助言がなされております。

続きまして、近藤委員からいただきましたコロナ、グリーンリカバリー、そういった議論が包括的検討であったかと申しますと、包括的検討がちょうど終わったところでコロナの問題が非常に大きく顕在化してくるちょうど端境期にもあったということで、具体的な議論は改定の包括的検討の場ではございません。

ただ、今個別の事業の検討のプロセスでは、当然ガイドライン上はステークホルダー協議というように書いてありますけれども、ステークホルダー協議を3密を避ける中でどのようにやっていくか、そういったところは常設の助言委員会の場でも個別具体的に議論がされております。こういった要素を考慮していくかどうか、そういったところはまた諮問委員会の委員の皆様にご助言をいただきたいところでございます。

続きまして、三宅委員からいただきました助言でなされているところに現実的に難しいところがあるのではないかと、そういった議論というのはここで議論ができるかということにつきましては、

ぜひ諮問委員会の場でご議論をいただきまして、ガイドラインが実際の運用ができない現実離れた内容になるのは、運用段階で実際の効果が出ませんので、ぜひ現実的にできる範囲というところを諮問委員の皆様からご指摘をいただければと思っております。

続きまして、持田委員からいただきましたゼロオプションについて、まさにご理解のとおり国内の法律の枠組みでは、ゼロオプションというものが規定をされているものを参照しつつ、国際機関でのプラクティスも併せて検討したという、まさにご理解のとおりでございます。

また、山谷委員からいただきました改定の中で逆に削減していく、リストラという観点もあるかというところで、まさにそういったご指摘があればぜひ諮問委員会の場でご議論をしていただければと思います。今のガイドラインの規定の中で、具体的なスキーム等でこの10年で変わった点等もございますので、そういったところは当然今なくなっているスキームについて修正をするということもございますけれども、環境社会配慮のアプローチでもそういったものがあればご議論いただければと思います。

そして、最後、鈴木委員からいただきました費用便益分析とアプレイザルのF/Sの中で実施されるものということで、まさにご指摘のとおりでございます。ガイドラインの中でも言及されているこの費用便益分析は、実際には環境社会配慮手続、ガイドラインに基づく手続の中で行われているというよりは、別トラックの審査、アプレイザルの全体の事業性を評価する枠組みの中でJICAとしては担保しているというところでございます。

また、異議申立に携わられている観点では説明はしなければというご指摘で、まさにご理解のとおりで、別トラックで検討されているけれども、環境社会配慮の観点でご説明すべきものをするという取り扱いの範囲になるのかなと考えております。

それでは、最初の点について企画部のほうからご回答させていただきます。

○工藤 1点目の日比委員のご指摘につきまして、レビュー調査報告書のナボイの資料も今見ているところなんですけれども、定量的な評価については環境管理計画や環境モニタリング計画の実施に係る費用を算出しています。便益はベースラインからのGHGガスの削減効果を定量的に評価しているということで、事業を行うことがGHGの増加分は費用に入れないのかということなんですけれども、少なくともこの案件には含めておりませんし、他の発電セクターでも恐らくそうではないのかなということは考えております。

ご説明は以上です。

○原嶋座長 どうもありがとうございました。

今この中で国内でのアセス法の代替案の検討について出ましたけれども、もし補足等ありましたらご担当、よろしいですか。without projectとゼロオプションは実はちょっとわかりにくいところがあるんですけれども。

念のためお名前を。

○會田氏 環境省環境影響評価課、會田と申します。

国内の環境影響評価法の場合、ゼロオプションの検討は必須にはなっていないです。ここに書いてある違いは、私も逆に確認させていただければと思っていた次第です。「プロジェクトを実施しない案にゼロオプションは含まれない」というのは、どういう意味でしょうか。

○原嶋座長 これは今の点をちょっと確認で、あとテクニカルな確認をしたいんですけれども。

○加藤 プロジェクトを実施しない案についての世銀、ADB等の検討では、プロジェクトを単に実施しない場合にどのような、本来であれば便益が出るところは出ないものになるかというところのみを検討しているということで、同じ意義を達成する別の代替手法をゼロオプションとして検討するというアプローチではないという説明でございます。

○會田氏 この事業に対する代替案を検討することは行われていないと、そういう意味ですか。

○加藤 そうですね。一定の範囲での代替案というのは当然道路であれば、アライメントを検討して住民移転数を減らしたりとか、そういった代替案は検討しますけれども、全く異なるモダリティー、道路から鉄道へといった、ゼロオプションの場合は鉄道というよりはアセス法に該当しない、より環境影響の少ない別のプロジェクトのアプローチで対応するという理解をしておりますが、そういった検討まではされていないというものでございます。

○原嶋座長 ちょっとゼロオプションとwithout projectという言葉の捉え方の難しさが出ているんだらうと思いますので、またもし確認の必要がありましたら情報提供をお願いしたいと思います。

あと、傍聴者の中でご発言のご希望の方がいらっしゃいましたら手短かにお願いしたいんですけども、聞こえますか。

○高梨氏 聞こえます。高梨と申します。

○原嶋座長 お名前と所属をお願いします。

○高梨氏 海外コンサルタンツ協会の高梨と申します。

最後のところの代替案でGHGの計算等につきまして、やはり現場でのデータやその他統計的なものがしっかりあるかどうか、そういうものをぜひ踏まえて検討していただきたいというふうに思います。これはどこの議論でもあると思いますので、我々現場からはできるだけ発信したいと思っています。

それから、ちょっとこれは質問なんですけれども、さっきの論点2.2のときに各事業についての……

○原嶋座長 すみません。ちょっと聞こえにくいので、もう1度質問の内容についてお願いします。

○高梨氏 スライド番号26ですか、特に中小企業やSDGsビジネス支援事業についてというところがあって、この事業だけに甚大な負の影響を及ぼす可能性がある提案は採択しない方針の周知、提案企業への適切な説明とあるんですけれども、中小企業とSDGsビジネスについてなぜ甚大な負の影響を及ぼすということをわざわざ助言の1で出ているのかなと。これは適切に環境社会配慮が行われれば良いと思うんですけど、仕事の重大な負の影響なんかが、特にそういうものが採択段階で検討されると、ちょっとここは違和感を感じる表現だと……

○折田 もう少しマイクに近づいてお話しただいてもらってもいいですか。

○原嶋座長 すみません。繰り返しますけれども、ちょっと率直に聞こえにくいので、まずどこのページを指していますか。

○高梨氏 26ページのところです。

すみません。では、もう1度申し上げます。

○原嶋座長 お願いします。

○高梨氏 論点の2.2のところの26ページのスライドのところですか。そこに中小企業・SDGsビジネス支援事業について、甚大な負の影響を及ぼす可能性のある提案は採択しない方針というふうにな

わざわざこの事業だけ甚大な負の云々ということが記載されているんですが、どうして中小企業・SDGsビジネスについてこのようなことがわざわざ明記されているのか。私どもは実際に中小企業やSDGsビジネスの立場からすると、まずこういったことはあり得ないだろうと思うんですけども、特段助言の1で出た理由をお聞かせいただければと思います。

以上です。

○原嶋座長 ありがとうございます。

お答えをできますか。もしお答えが可能であれば今お願いしたいと思いますけれども、あるいはもし困難であれば。

○加藤 今いただきましたご指摘、スライドで申し上げますと26の助言1で述べてある中小企業・SDGsビジネス支援事業について甚大な負の影響を及ぼす可能性がある提案は採択しない方針の周知というところは、なぜこういったところについての助言が出ているかというところがご指摘だったかと思います。

戻りまして、スライド22のところ>JICAとしての運用を記載しておりますけれども、JICAの運用としては、今環境社会に甚大な負の影響を及ぼす可能性がある案件は採択しませんという方針で運用していることに伴って、この助言、そういったものをきちんと逆に周知を強化したほうが良いという運用に関するご助言をいただいたと理解をしております。

こういった方針を持っている中、高梨様がおっしゃられるように、実際に中小企業の事案でこういったものがあるかということ、なかなか考えにくいものでございますけれども、「仮にそういった事案がある場合には、採択をしません」という方針は、入り口の段階でいろいろコストをかけてご応募いただく前の段階で、方針として明示しているというところでございます。

以上です。

○原嶋座長 一応ご説明いただきましたので、もし詳細について確認の必要があれば後ほどまたお問い合わせをいただきたいというふうに思います。

○高梨氏 ありがとうございます。

○原嶋座長 どうもありがとうございます。

あと、木口委員、もしご発言ございましたらお願いします。木口委員、聞こえますか。

○木口委員 ありがとうございます。聞こえていますでしょうか。

○原嶋座長 聞こえています。

○木口委員 委員の意見の表明の機会をいただけるということで前回ご説明いただいているんですが、内容の出し方といいますか、具体的な改定の文言に落とし込んだものを出す必要があるのか、それとも今まで包括的な議論で行ってきたようなテーマ的なものを出すのがいいのか、その辺を教えてくださいいただければと思います。

それから、33の論点が今もう上がっておりますが、仮に外部もしくは委員の方から新しい議論すべきテーマというのが提案されて、他の委員の方もご同意されたりするような場合というのは、それは論点として新たに含まれて議論されていくのかという点が二つ目で、あともう一つあるんですが、なるべく広く周知をして意見を求めるべきだと思うんですが、いろんな情報は日本語で流れておりますので、海外への周知というのは何か予定されているんでしょうかというのを教えていただければと思います。

以上です。

○原嶋座長 3点質問がございましたので、お願いします。

○折田 事務局の折田のほうからご回答いたします。

まず1点目、委員の方々からの意見の表明につきまして、改定案のようなものにするのか、それとも、これまでのようにテーマに沿った考え方についての意見表明にするのかという件ですが、これまでも包括検討でも議論してきましたとおり、一つのテーマにおいても文面の改定については複数箇所に関わっていたりだとか、大変構造自体が複雑になっているところもありますので、そういう意味では具体的な文言改定案等ではなくて、その方向性・考え方・テーマ等に沿った表明をいただければと考えております。

ただし、改定の具体的な文言等でいただいたときに、それがご提出いただけないというようなことはないと考えています。

それから、2点目ですが、新しい論点を追加し得るのかということですが、基本的には委員の方々のご判断になると思われまます。一方、ご承知のとおり2年間にわたる25名の有識者である助言委員会の方々からご意見をいただきながらレビュー調査を行ってきた。それから、それを受けて論点を抽出して、5か月にわたって包括検討を行ってきたという状況ではございます。途中のレビュー調査で論点を導き出したときもパブリックコメントの取りつけ等も行っており、十分な透明性を確保してやってきたと考えておりますので、そういう意味では一定の必要性、必然性もしくは時間経過に伴う何らかの理由など、委員の先生方の十分にご理解というか、説得力のある事由がないと、必ずしも論点がどんどん増えていくというようなことはないのではというのが事務局の理解です。

3点目につきましては、これまでの2年半にわたる検討でもそうですけれども、基本的には海外に対して英語でもって改定作業ということは想定してやってきてございません。いろいろな経費、それから、労力の観点で、また、日本語で十分な透明性を確保するべくいろいろなポイントを設けてやってきているとは考えていますけれども、ここの点ももし何か強い必然性、理由等あった場合には、また委員の先生方と事務局で検討したいと思えます。

以上です。

○原嶋座長 木口委員、何かご対応がありましたらお願いしたいと思えますけれども、ご発言ございますでしょうか。

○木口委員 ご説明ありがとうございました。とりあえず大丈夫です。ありがとうございます。

○原嶋座長 それでは、大変今日は内容が盛りだくさんでございまして、なかなか全てを短時間で消化することが実は難しい状況でございましてけれども、まだこれで終わったわけではございませんで、もう1回、次回がまた4つほどテーマを掲げて同じような展開で進めさせていただいた後、先ほどお話がありましたけれども、少し議論をさせていただく機会をしっかりと設けたいというふうに思っております。

もし最後にご発言、何か今後の進め方も含めて、あるいは今日の議論の中身も含めてご発言を希望される方がいらっしゃいましたらサインを送っていただきたいと思えます。Teamsでご参加の委員の皆様、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

あと、会議室でご参加の委員の皆様、よろしいでしょうか。

いずれにしても、次回また生物多様性を始め4つないし5つのテーマについて情報の共有をさせていただきます。その後、冒頭にご案内のとおりそれぞれの委員の皆様には様々な形でご発言の意見提供をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

一応今日予定している議題はその他を残して以上でございます、その他ですけれども、事務局からお願いします。

○古賀 ありがとうございます。

その他といたしまして、今後の諮問委員会の開催予定の日程を確認させていただきたいと思えます。事前にお配りした資料の最終ページに諮問委員会日程表を載せてございますので、そちらをご覧くださいませうでしょうか。

こちらはお送りしたもので1点修正がございまして、2月の開催日程でございますけれども、改めてこちらで調整させていただきまして、最新の日程で2月10日水曜日をご提案させていただきたいと思えます。こちらはもしご都合が悪いという方がいらっしゃいましたら、後ほど事務局へご連絡いただければと思えますが、会議室等の都合もございまして、こちらはぜひご確認いただきたいと思えます。

2月以降の日程に関しましては、事前にメールでお送りさせていただいたとおりでございますので、特にご異論なければこちらで確定をさせていただきたいと思っております。もし何かございましたら、後ほど事務局のほうにご連絡いただければと思えます。よろしくお願いいたします。

○原嶋座長 日程につきましては、またメールでぜひ情報提供をお願いします。

○折田 事務局からもう1点ご報告をさせていただきたいと思えます。

第3回におきましては、異議申立手続要項の見直し方法についても議題とさせていただきたいと存じます。こちらのほうに記載してございせんけれども、今次、第2回、それから、次回の第3回でレビュー調査、そして包括検討の全体の説明、意見交換というものを、時間が足りれば了する予定でございますが、第3回で併せて異議申立要項の見直し方法の案について事務局のほうからご提示させていただきます。その回の2週間後に、コメント等を委員の方々からいただくということになってはいますが、そのガイドラインの改定自体と併せて異議申立手続要項の見直し方法についてもコメントをいただければ、その後の反映に円滑ではないかと考えるところです。

以上です。

○原嶋座長 どうもありがとうございました。

今後の予定ということで、10月6日に今のような形での次回の会合になります。あと、本日は村山委員からレビュー調査の報告書についての情報共有などの言わば宿題を頂戴しておりますので、それについては対応をお願いします。

あと、今日の議論の内容あるいは説明の内容、特に詳細な点で不明な点がありましたら全てこの場では解消しにくい面もありますので、メールなどでお問い合わせをいただければ対応をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

あと、次回の資料につきましても、できるだけ早い段階で委員の皆様にご提供いただきたいと思います。ちょっと内容がかなり圧縮されておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、一応本日大変ちょっと速いテンポで進めてしましまして、大変恐縮ですけれども、一応予定しているものについては終えさせていただきましたけれども、何かご発言の希望がありまし

たら時間の制約はございますけれども、希望がありましたらお受けしますけれども、ご発言を希望される委員の皆様がいらっしゃれば挙手をお願いします。よろしいでしょうか。

次回は10月6日ということで、本日和似たような形で4つないし5つのテーマについての情報共有ということが中心になります。あと、その後の意見提出のご準備などもぜひよろしくお願いします。

事務局からあとはよろしいでしょうか。

それでは、本日は大変長い時間ありがとうございました。一応予定をしておりました議題については全て終えさせていただきました。大変ご協力ありがとうございました。

これで本日は終了させていただきます。どうもありがとうございました。

午後5時24分閉会